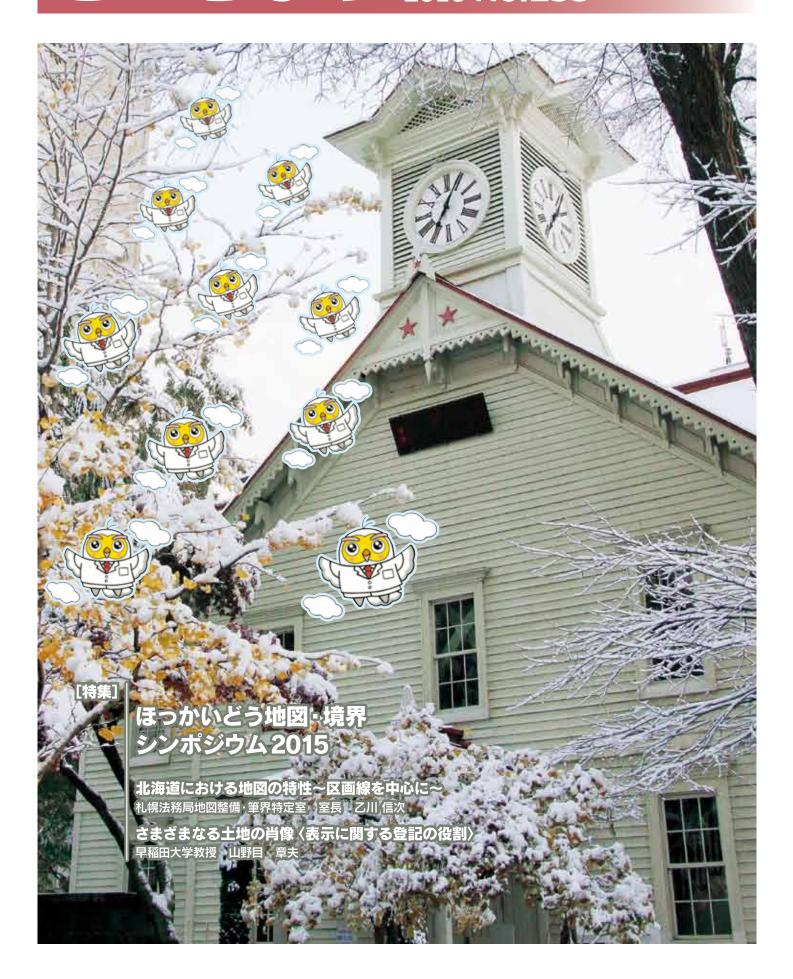
札幌土地家屋調査士会

ちょう 2016 No.235

境界 紛爭

世日宣言





Trimble は、世界中の測量・調査・計測・建設シーンにおいて、数々の革新的技術とソリューションをご提供して参りました。私どもは、それらの数々の実績・経験に、最先端の新しいテクノロジーを融合し、更なる進化形を皆様にご提供するために、常に研究・開発を続けています。今後とも Trimble は、世界中の技術者へ新しい技術・新しいソリューションをご提供して参ります。

ニコン・トリンブルは、日本の国土を支える全ての技術者を応援します。



Trimble.

株式会社ニコン・トリンブル

www.nikon-trimble.co.jp

アイザック株式会社(旧株式会社アンナカ北海道販売)

〒065-0008 札幌市東区北 8 条東 8 丁目 2 番 1 号八条ビル 5F TEL 011-733-3577

株式会社旭川システムサービス

〒078-8217 北海道旭川市7条通19丁目左8号 TEL 0166-33-3900

Contents さっちょう NO.235. 2016 [もくじ]



1.	最近の登記行政について 札幌法務局長 中垣 治夫	P2
2.	会長あいさつ 札幌土地家屋調査士会会長 桑田毅	P4
3.	副会長あいさつ 札幌土地家屋調査士会副会長 室田尚人	P5
4.	設立30年を迎えて 公益社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長 前田 登輝夫	P6
5.	政治連盟活動報告 札幌土地家屋調査士政治連盟会長 大場 英彦	P8
	特集 ほっかいどう地図・境界シンポジウム2015 北海道における地図の特性〜土地の諸問題解決を考える〜	P10
6.	第一部 北海道における地図の特性〜区画線を中心に〜 札幌法務局地図整備・筆界特定室室長 乙川 信次	P11
7.	第二部 さまざまなる土地の肖像〈表示に関する登記の役割〉 早稲田大学教授 山野目章夫	P22
8.	会員特別寄稿写真測量って聞いたことありますか? UAVを利用した写真測量 札幌中央支部 菅原巧	P32
9.	これは伝えたーい!コラム	P35
10.	北海道ブロック協議会による北海道への要望書 ^{北海道庁}	P36
11.	寄附講座開催 札幌工科専門学校	P37
12.	司法書士・土地家屋調査士不在地域における登記相談会	P38
13.	東日本大震災から4年半後の岩手県沿岸部の現状 札幌土地家屋調査士青調会会長 小松直人	P39
14.	全国一斉 不動産表示登記無料相談会	P40
15.	住まいのインフォメーションフェアに出展 札幌商工会議所	P41
16.	北海道住まいと暮らしのフェアに出展	P42
17.	「全国一斉 法務局休日相談所」に参加	P44
18.	ADR 認定土地家屋調査士について	P45
19.	資格情報誌で土地家屋調査士の資格がクローズアップされました	P46
20.	編集後記	P46



最近の登記行政について

札幌法務局長

中 垣 治 夫

本年4月に札幌法務局に着任してから8か月が 過ぎました。この間、札幌土地家屋調査士会及び 会員の皆様には、民事法務行政、取り分け不動産 の表示に関する登記制度及び筆界特定制度の適正 かつ円滑な運営に御協力をいただき、心から感謝 申し上げます。

現在、法務局では、国民の皆様の期待と信頼に 応えるため、様々な取組を実施しておりますので、 その取組の一部について紹介します。

まず、土地の表示に関する登記における最重要 課題である登記所備付地図の作成についてです。

法務局においては、従来から、登記所備付地図の整備を進めてきたところですが、平成26年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」等においても、登記所備付地図の整備が盛り込まれるなど、その重要性が広く認識されているところです。

当局においては、昨年度は、札幌市手稲区金山稲穂地区において2年目作業を行いましたが、本年度は、隣接する手稲区稲穂地区(2年目)のほか、千歳市川南地区(1年目)においても作業を実施しています。

また、これらの従来型の登記所備付地図作成に加えて、権利関係が複雑であり、地図の整備が進んでいない大都市や拠点都市を対象として、大都市型の地図作成が計画され、本年度から札幌市内中心部での作業が開始されています。

登記所備付地図作成は、地域住民への貢献度が高く、法務局における最重要課題です。今後とも、全力を挙げて取り組んでまいりますので、地図整備に関する諸施策の実施及び推進に当たっては、引き続き会員の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、筆界特定制度についてです。

平成18年1月の制度の発足から9年余りが経過し、北海道においては約600件、そのうち当局に

おいては約260件の申請を受理しています。事件数も増加傾向にあって、本年度も順調に事件が申請されているところであり、本制度は国民に定着しつつあると思われます。

会員の皆様には、筆界調停委員や筆界特定の申請代理人として、本制度の適正かつ円滑な運用に御尽力いただいているところですが、本制度は、登記所備付地図作成と同様に、法務局における大変重要な課題ですので、今後とも、特段の御理解と御協力をお願いします。

次に、登記のオンライン申請の利用促進についてです。

平成26年4月に「オンライン手続の利便性向上 に向けた改善方針」が策定され、引き続き登記手 続は重点手続の一つとして位置づけられました。

法務省では、平成27年6月から、資格者代理人がするオンラインによる表示に関する登記の申請又は嘱託における法定外添付情報の原本提示の省略に係る取扱いを実施するなど、オンライン利用率の向上のための取組を行っています。また、登記情報提供サービスにおいては、本年4月に地番検索サービスが開始され、7月には全国に拡大されているところです。これによって地番の迅速な検索が可能となり、簡易・迅速といったオンラインの利便性の向上につながるものと思われます。

登記手続全体のオンライン利用率は、会員の皆様の御協力のお陰で着実に向上しておりますので、会員の皆様には、オンライン申請の利用促進についての更なる御協力をお願いいたします。

次に、土地家屋調査士・司法書士不在市町村の 問題についてです。

資格者代理人のいない地域について、地域貢献につながる取組として、昨年度から、札幌法務局と土地家屋調査士会、司法書士会及び市町村が連携して、資格者代理人不在地域における無料登記相談を実施しています。昨年度実施した登記相談

は、4町村でしたが、地域住民のニーズも高く、利用者からも好評でした。本年度も引き続き実施することとし、10市町村での開設を計画していますので、御協力をお願いいたします。また、本年度においては、不在市町村の住民に対する、登記制度及び資格者代理人制度の周知を目的として、14市町村の広報誌に「登記に関するQ&A」の連載を開始しています。

次に、法務局休日相談所についてです。

行政サービスの一環として、本年10月4日に全国一斉の「法務局休日相談所」を開設しましたが、相談者からは、高く評価する声が多数寄せられるなど、効果的な取組として地域住民に定着してきております。会員の皆様には休日であるにもかかわらず御尽力いただき、感謝申し上げます。相談所の開設は、行政サービスの向上のほか、土地家屋調査士制度の周知・広報にも大変有効であると考えますので、今後とも、相談所の開設につきまして、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、空家等対策についてです。

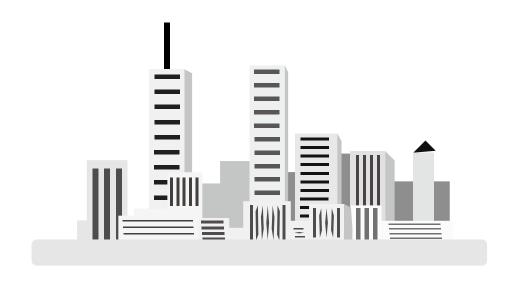
国土交通省によると、全国の空家は約820万戸に上っており、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることが社会問題化しています。平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、本年2月に基本方針が策定されました。市町村は、協議会の組織、相談体制の整備、空家等対策計画の作成などの空家等対策を実施していくものとされ、国は市町村による空家等対策の適切な実施を支援していくこととされています。日本土地家屋調査士会連合会

では、各地域の関係自治体が実施する空家問題解 決の施策に貢献するため土地家屋調査士が積極的 に参画できるよう推進する方針であると伺ってお りますが、法務局も、空家等に関する登記事項証 明書の交付請求や登記情報データの提供依頼に対 応する体制を整備し、市町村と連携して積極的に 協力することとしています。

最後に、東日本大震災の復興についてです。

東日本大震災が発生してから4年10か月余りが経過し、基幹インフラの復旧の段階から、被災者の方々の暮らしの再建へと進んでおり、被災地域は復興の途上にあります。被災地域の法務局においては、全国の法務局とも連携・協力して、各種登記に関する相談対応、登録免許税及び登記手数料の減免措置、職権による建物滅失登記、土地の境界の復元、地図修正作業等を行ってきたところですが、現在は、住宅再建・復興まちづくりに関する登記の嘱託が多数提出されております。被災地域の復興事業の実施に当たっては、専門家である土地家屋調査士の皆様の御理解と御協力が不可欠となりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上のように、現在、私ども札幌法務局では、様々な取組を実施しているところですが、今後とも地域住民の皆様の期待と信頼に応え、行政サービスの質の維持に努めてまいりたいと考えています。そのためには、土地家屋調査士の皆様方とのより緊密な連携・協力関係が不可欠となりますので、札幌土地家屋調査士会及び会員の皆様には、引き続き御理解と御支援をお願いいたします。





会長あいさつ

札幌土地家屋調査士会会長

桑田毅

師走を迎え街にはクリスマスソングが流れ、週 末には忘年会風景が見られ年の瀬が近づいている 事を感じさせる時期となりました。

会員の皆様には時節柄何かとお忙しい中ご健勝にてご活躍されていることと推察いたします。また平素より札幌土地家屋調査士会の会務運営にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

本年を振り返ると台風や竜巻、大雨や河川の氾濫、さらには複数の火山の噴火等による自然災害など各地で甚大な被害をもたらし改めて自然の脅威を感じた年でありました。被害に遭われた方には心からお見舞い申し上げますとともに早期の復興を心から祈念いたします。

社会情勢に於いて経済では第二次安倍内閣において掲げた一連の経済対策により景気は緩やかな回復を続けているとされており、その後安倍首相が①強い経済②子育て支援③社会保障を「新三本の矢」として発表し、それぞれに高い数値目標が設定されています。

5年ごとに行われる国勢調査が初めてインターネットによる回答も選択できることとなり、また行政の効率化、国民の利便性を高め公平公正な社会を実現する社会基盤として「社会保障・税番号制度」(いわゆるマイナンバー制度)が創設され電子社会がさらに進化しており今後の様々な影響や動向が注目されます。

土地家屋調査士を取り巻く環境に於いては、政府方針等を受けた本年度からの新規事業として登記所備付地図整備事業の推進に伴い、札幌市に於いても登記所備付地図作成作業(従来型作業)に加え、大都市における地図混乱地域対策事業(大都市型作業)が10カ年計画にて行われることとなりました。一般的に大都市に於いての問題点は権利関係が複雑であり、地権者の理解が得られにくく地図の整備が進んでいない事などが挙げられま

すが、事業推進による効果はオリンピック・パラリンピック東京大会の開催及びその先の経済成長の一層の促進や大規模商業・産業施設や公共インフラの整備促進など多岐にわたると考えられます。

われわれ土地家屋調査士に於いては本事業を通じても、今までの長い土地家屋調査士制度の歴史に基づいたその職能を充分に発揮し継続して社会に貢献して行こうではありませんか。

また、現在全国的に取り上げられ課題である空家等の問題では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の附帯決議に「政府は、本法の施行に当たり、隣接所有者との土地の境界紛争を未然に防止するとともに跡地の利活用の推進を図る観点から、空家を取り壊し更地にする際には事前に空家が所在する土地の境界を明確にする手続を設けることについて、必要な検討を行うこと。」と明記されました。

またこの特別措置法第7条には「市町村は協議会を組織する事ができる」とあり、当会に於いてはまず札幌市担当部局に対して土地家屋調査士制度の充分な説明とさらに積極的に活用していただけるように働きかけております。そして今後は管内自治体にも広げてまいります。

また裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する 法律、いわゆる ADR 法の施行を受けて現在は全 国50の各土地家屋調査士会すべての会に境界問題 の解決のための機関が設置され活用されておりま す。日本土地家屋調査士会連合会でもこのことを 契機に土地の境界紛争の無い社会を目指し「境界 紛争ゼロ宣言」として発信しており、土地家屋調 査士が唯一「境界の専門家」として社会に於いて 存在する意義を札幌土地家屋調査士会としても広 く事業として展開して参ります。 さらに法務省所管でありますが筆界特定制度に おける筆界調査委員として当会より54名がその職 能を発揮しております。

今後は土地の境界をめぐる紛争を解決する事を 目的とする両制度が互いの特徴等を踏まえて協力、連携する事でさらに利用者の利便性に応えて いくものと考えます。

札幌土地家屋調査士会に於いては、今後も様々

な事業を通じて土地家屋調査士制度の充実、発展 を図り国民の皆様からの負託に応えるとともに、 より一層の信頼が高まりますよう努力してまいり ます。

結びに、会員の皆様には年末ご多忙の折ではご ざいますが、お体にお気をつけて良き年をお迎え ください。



副会長あいさつ

札幌土地家屋調査士会副会長

室田尚人

私は平成27年度より副会長に就任しました室田 尚人でございます。

札幌土地家屋調査士会の役員就任は8年ぶりであります。この間、公益社団法人 札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会に席を移しておりましたが、土地家屋調査士制度の発展に微力ながら力を尽くしたいとの思いで、副会長の席を頂きました。

業務部担当の副会長ということで、土地家屋調

査士の業務上必要とされる様々な課題に取り組んでまいります。職域の拡大に向けた検討と実行、法務局筆界特定制度への協力、空き家問題においての土地家屋調査士による貢献等々進めるべき課題が多々ございます。

皆様方のご理解、ご協力を賜りまして、会務執 行に務めたく思いますのでどうぞ宜しくお願い申 し上げます。



設立30年を迎えて

公益社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長

前 田 登輝夫

札幌公嘱協会は、本年で設立30年の節目の年を 迎えることとなりました。

公嘱制度は、昭和60年の土地家屋調査士法の一部改正により、法制度として位置付けられ、官公署等から受託する公共嘱託登記についての責任体制を明確にするものであります。

土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の専門的能力を結合して、土地家屋調査士法第63条の規定するところにより「官公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的」として、法務大臣認可のもと、各都道府県に社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会として全国50の公嘱協会が設立されました。

札幌公嘱協会においても、故村本 好志初代理事長のもと昭和60年12月12日に設立され、新しい制度による新しい組織として出発することとなりました。昭和62年8月4日、志半ばにて村本理事長がご逝去され、同年第2代理事長に現札幌協会の参与でもあります都松 明先生が就任されました。同じく現協会参与で中屋敷 繁美第3代理事長、平岡 信夫第4代理事長、故小岩 圭第5代理事長、そして現協会顧問の楠 税第6代理事長が歴任されてきましたが、各理事長におかれましては、協会の発展に努力され、現在の札幌公嘱協会の礎を築かれたことに対しまして、深甚なる敬意と感謝を申し上げたいと思います。

その後、旧民法第34条の規定により設立された 社団法人又は財団法人については、平成20年12月 1日に公益法人制度改革関連三法が施行され、新 たな公益法人制度が始まりました。札幌協会につ きましては、5年間の移行期間中の特例民法法人 を経まして、平成25年3月19日北海道からの認定 を受け、同年4月1日移行登記により公益社団法 人として新たなスタートをしたところでありま す。

この移行により、これまでの運営以上に経理的 基盤の安定、技術的能力の徹底、関係法令等の遵 守が求められるものであり、会計基準・定款・規 則・規定の厳守と同時に業務においても今まで以 上の公益性及び公共性を求められるものと認識す るものです。

協会が行う事業は、認定法の「国土の利用、整備又は保全を目的とする事業」として法定事業(一般登記嘱託業務等)、関連事業(不動産登記法第14条1項地図作成作業、地籍調査事業による地図整備事業、過年度地図の修正作業等)、自主事業(境界標識設置作業、登記基準点設置作業、制度啓発事業、防災・災害復興事業・財政難自治体への支援事業等)の実施を通じて、国土の基本単位である個々の不動産の権利範囲を明確にすることにより、公共の利益となる事業の成果の速やかな安定、不動産取引の安全と円滑にも資することとされております。

30年を迎えるにあたり、協会の発展のために、 今後は公益目的事業の推進、受託業務の拡充が不 可欠であり、そのことが公益社団法人として安定 した運営を構築するものであろうと思います。

現在の受託業務については、札幌法務局からの 法14条作成作業の受託、札幌・室蘭・小樽の各開 発建設部からの嘱託登記・境界復元測量等業務、 そして札幌市の登記外業業務・地図整備等の業務 が札幌公嘱協会の受託額の実に九割を超える現状 があります。

本州の各協会においては、都府県を始め市町村 等、地方自治体の受託が大多数であり、それが決 定的な受託量の違いとなって表れております。

協会としても北海道を含めた地方自治体への啓 発活動に注力しているところでありますが、まだ まだ満足する結果を得ることが出来ておりませ ん。今後も地道で粘り強く、より効果的な啓発活動が必要であるものと思います。

これらの受託に関しては、官公署における調査 士法3条業務に対する認識の相違また、過去の発 注形態の柵など、問題は数多くありますが、一部 の自治体では、公嘱協会の公共性が認められ、入 札によらず協会のみでの随意契約にて受託した例 もありました。

今後とも、土地家屋調査士会、政治連盟との連携を密に、そしてご理解とご協力を仰ぎながら調

査士制度、公嘱制度の発展のために、協会一丸と なって邁進していきたいと思います。

札幌公嘱協会が、設立30年を迎えたいま、諸先輩の努力と30年の輝かしい実績に敬意を表するとともに、札幌法務局を始めとする関係各官公署のご理解とご支援に感謝し、期待と希望を持たせる安定した協会運営の構築と、明るい未来の創造に向け努力する所存でありますので、関係者各位の絶大なるご支援・ご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

COFFEE BREAK

ルーティン (routine)

ルーティンってご存知ですか?

ルーティンとは、決められた一連の動き、動作という意味です。

最近話題になった、ラグビー選手のキック前の動作など、特にスポーツに取り入れられているようで、諸説があるとは思いますが、これを何かに取り組む際に毎回すると物事に集中でき、良いパフォーマンスが期待できるというものです。

ネクタイを結びなおす、コーヒーを飲む、顔を洗うなど、日常生活の 中にも取り入れられそうですので、試してみてはいかがでしょうか?





政治連盟活動報告

札幌土地家屋調査士政治連盟会長

大場英彦

札幌土地家屋調査士会会員、札幌土地家屋調査 士政治連盟会員の皆様には、平素より政治連盟の 活動に関しご理解とご協力をいただいていること に心より感謝申し上げます。

政治連盟の活動を一言で表すと、「土地家屋調査士が必要とすることを行うのが、土地家屋調査士会」だとしたら、「土地家屋調査士が要望することを行うのが、政治連盟」だと言えると思います。

まず、土地家屋調査士政治連盟については、繰り返しお話していますが、特定の政党、政治家を応援するものではなく、土地家屋調査士の要望をスムーズに政策に反映してもらう事を目的としています。

土地家屋調査士政治連盟の規約でも、政治連盟の目的は「土地家屋調査士制度の充実・発展のための政治活動を行うことによって、土地家屋調査士の地位の向上を図るとともに不動産登記制度及び国民の権利擁護に寄与することを目的とする。」こととされています。

昨年、平成26年11月27日「空家等対策の推進に 関する特別措置法」いわゆる「空家対策法」が公 布されました。少子化、生活の変化等により今後 も空家は増加する傾向にあります。現在、社会的 に大きな問題となっている「空家」に対する対策 として、生活環境の保全、さらに空家の有効利用 を目的としています。

この法律に関して特筆すべきことは、「隣地所有者との土地の境界紛争を未然に防止するとともに跡地の利活用の推進を図る観点から、空家を取り壊し更地にする際には事前に空家が所在する土地の境界を明確にする手続を設けることについ

て、必要な検討を行うこと。」との参議院附帯決議が全会一致で可決されたことです。

さらに、この法律に基づいて平成27年2月26日「総務省 国土交通省 告示第1号」として指針が示されております。その中で、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第2項の「協議会の構成員」及び同法第9条第2項の「立入調査の委任」において、土地家屋調査士の活用が図られております。

この空家対策法には、全国土地家屋調査士政治 連盟が大きく関与しています。

立法権は国会にありますので、法律の制定は全国土地家屋調査士政治連盟の仕事です。それを具体的な方策への役割、札幌土地家屋調査士政治連盟のような単位政治連盟の仕事は、この指針を持って各都道府県、市町村へ働きかけることです。

まず、札幌市において、平成27年6月30日に札幌土地家屋調査士制度推進議員連盟との勉強会を開催し、この空家対策への土地家屋調査士の関わりが、法律、参議院での附帯決議、総務省・国交省の指針で明記されていることの理解を得ることができました。

(札幌市議出席者は、三上会長(豊平区)、高橋副会長(北区)、五十嵐幹事長(東区)、飯島事務局長(西区)、長内市議(中央区)、宗形市議(南区)、北村市議(清田区)、阿部市議(白石区)の全メンバーに出席していただきました。)

続いて7月9日に、この勉強会に基づき、札幌市においても具体的な土地家屋調査士の活用を、 札幌市都市局長に直接お願いすることができました。

ここで重要なことは、空家対策の具体的な実施 に関してだけではなく、法律、国会での附帯決議 と言う大きな看板をもって、行政に土地家屋調査 士の業務内容を知ってもらうことができるという ことです。

諸先輩の長年の努力によって、土地家屋調査士と言う言葉は行政でも知られるようになってきていました。しかし、正直、具体的な業務内容への理解を得る方策がなかなか見つからなかったところです。

今回のこの一連の行動は、土地家屋調査士政治連盟の働き、つまり、立法への働きかけは全国組織の全国土地家屋調査士政治連盟が、地方の行政の政策に反映させる働きかけが、単位政連(=札幌土地家屋調査士政治連盟)で進めることができる、端的な例にもなったところだと思います。

札幌市への要望書提出に続いて、札幌土地家屋 調査士会や北海道ブロック協議会とともに、北海 道に対しても10月2日に要望書を提出いたしまし た。(特集記事を参照)

これからも、このようなチャンスを造り、その 他の道内市町村に対しても要望書を提出して土地 家屋調査士業務の拡大を進めて行く予定ですの で、会員皆様のご協力をお願いいたします。



平成27年6月30日 土地家屋調査士制度推進議員連盟との勉強会の様子



平成27年7月9日 札幌市都市局長への土地家屋 調査士活用の要望書手交



左から札幌市都市局二宮課長、大島部長、京谷都市局長、飯島市議、五十嵐市議、三上市議、阿部全調政連副会長、桑田札幌土地家屋調査士会会長、 大場札調政連会長

特集 ほっかいどう地図・境界シンポジウム2015 Part14

北海道における地図の特性~土地の諸問題解決を考える~



日時:平成27年2月19日(木) 場所:ホテルライフォート札幌

主催:日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会

(札幌土地家屋調査士会、函館土地家屋調 查士会、旭川土地家屋調査士会、釧路土地 家屋調査士会)

協賛:北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査 土協会連絡協議会

後援:札幌法務局、北海道、札幌市、日本土地家 屋調査士会連合会、公益社団法人札幌公共 嘱託登記土地家屋調査士協会

私たち土地家屋調査士が土地の境界を測量するにあたり、重要な資料となる地図(公図)。北海

道の開拓時代から現在に至る地図作成の変革や特性を知ることは、より幅広い見地から高度な地図作成に役立つものと考えます。

また、筆界問題に関連して表題部所有者の名義が変則的である場合など、それが被災地の復興を 妨げていたり、まちづくりの障害になっていたり します。

今回はこのような諸問題も交え、個性豊かな日本の土地の諸相に迫りたいと考えます。

このような主旨のもと、14回目を迎えるシンポジウムが開催され、関係官庁、関連業界、一般市民、土地家屋調査士の方々を含めて、約300名の来場者がありました。

辰己伸次北海道ブロック副会長が開会の辞を述べて、桑田毅北海道ブロック協議会会長が主催者 代表挨拶を行いました。



来賓挨拶:札幌法務局長 髙村一之様

登記所備付地図の整備につきましては、その重要性が広く認識され、各方面から高い期待をされていること、北海道の地図作成にその原動力として土地家屋調査士が活躍していること、また筆界特定制度においても制度を支えている土地家屋調査士の今後に期待するとともにシンポジウムが成

功裏に終わることを祈念する旨の挨拶をいただき ました。

また日本土地家屋調査士会連合会会長 林千年様には制度制定65周年を迎える本年、司法制度改革を経て、土地の境界について紛争をなくし、社会に貢献したいという事で活動しているところ、このようなシンポジウムをとおして皆で考えられる機会になればと挨拶をいただき、講演がスタートしました。



特集 ほっかいどう地図・境界シンポジウム2015 Part14

北海道における地図の特性

~土地の諸問題解決を考える~

札幌法務局地図整備。筆界特定室室長/乙川/信次

第一部講演「北海道における地図の特性~区画線を中心に~」



私は、法務局で総括表示登記専門官という役職 もいただいておりますが、地図整備と筆界特定と いう業務をメインにやらせていただいています。

「地図整備というものは何なの」ということを 疑問に思われている方がおられるのではないかな と思います。地図整備というのは、地図のない所、 あまり良くない地図の所に良い地図を作りなさい ということです。私ども法務局の仕事の中での地 図整備というのは、ちょっと違うところがありま して、追々触れさせていただきたいと思います。 それからもう一つ、「筆界特定」というのは、筆 界がどこにあるのですよということをお示しする ということですが「筆界というのは何なの」とい うところもありますので、その辺も含めてお話し をしたいと思います。

この「筆界というものは何なの」ということですが、「筆界」実は今まで明確な定義というものがなかったのですね。ない中で国土調査法による地籍調査、その作業の中でも「筆界」という言葉が出てきていました。いろんなところで、法律用語上「筆界」という言葉が使われていますが平たく言うとお隣の土地との境界です。法律的には「境界」という言葉はなかなか明確な位置づけははっきりできない。その中で「筆界」というのは何かと言いますと「法務局に登記がされた土地と土地の境目ですよ」という言い方がされていました。その辺が実はいろんな条文の中で、法務局が所掌しています不動産登記法という条文の中で出てくるのですけども、言葉をいろいろご説明しながら、本日のテーマであります「北海道における

地図の特性」を理解していただきたい。「区画線」、この区画線というのは筆界のことですが、どういう成り立ちがあって、どういう歴史の中で「北海道の土地の境界、筆界というものが生まれてきたのだよ」というところをご理解していただければと思っております。その境界を理解するためには、実は北海道は明治以降の開拓の歴史をある程度ひも解かなければ、理解することがなかなか難しいと思います。その辺も含めて、お話しをさせて頂きます。

まず、土地の境界ですから、「土地って何です か」ということですね。我々法務局サイドの立場 で言わせていただきますと、「日本領土内の人為 的に区画された一定の地表面」、地表面という言 葉になるのですね。それが土地なのです。あくま で日本の法律として考えますので、日本国内でな ければならない。それで、地表面ですからずうっ と海までつながってますよね。そのつながってる 全体が全部土地なのかといったらそれは土地なの ですけども、法律的に考える土地というのは人為 的に区画された地表面という言い方になります。 その中で、その地表面であって更に法律的な考え からいきますと、私権の目的となりうるもの、つ まり個人的な私としての権利の目的の対象となる ものじゃないとだめです。それで、「私権という のは何ですか」ということですが。私たちが社会 生活において、独占的・排他的に他の人から何も 影響されずに自分たちで利用し支配できる地表面 という言い方になります。非常に難しくなります けども本日のテーマの地図という部分でいきます と、その地図はあくまでもその私権の目的となる 土地、その土地の形状を描いたものということで 地図というものを考えさせていただきたいと思い ます。

それでは、私権の目的と言いましたが法律上で、 土地の私権、私的な権利をどのように保護し、公 示をするかということで私たちが仕事をしている のです。民法の177条というのがあります。その 中で「不動産に関する物権の得喪及び変更は、不 動産登記法その他の登記に関する法律の定めに関 するところに従いその登記をしなければ、第三者 に対抗することができない。」というように、土 地イコール不動産ですから土地の権利を主張した い、そういうときには不動産登記法その他の法律 で定める規定によって登記をしなさいということ になっています。不動産登記法によって登記をし なさいということなら、不動産登記法ではどう なっているのかということです。



不動産登記法の第1条で「不動産の表示及び不動産に関する権利を公示…国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的とする。」と条文に書いてあります。つまり、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示しなさい。ではその公示の方法ですね。今回は地図の話ですので、表示に関する登記ということになります。

表示に関する登記というのは、建物や土地のそ の位置・形状など、それがどんなものかというの を表すことですが、不動産の表示をどのように公 示するかということで、登記簿に所在・地番・地目・ 地積、建物の場合には家屋番号や床面積を登記簿 に記載する。公示をしなさいということになって いるのですが、では、所在・地番だけでどこにあ るかが分かりますかということですね。どこにあ るか分からないから現地案内機能という言い方も しますが、地図があると分かるでしょうというこ とで、不動産登記法第14条とその他いろいろ規定 があるのです。法14条で「登記所には地図を備え 土地の区画を明確にし地番を表示する。」という ように規定しています。登記所には地図を備え付 けなさいという、強行規定ですね。絶対地図を備 え付けないとだめですよと書いてある。その地図 には区画を明確にし、地番を表示しなさい。そこ で、今日のサブテーマの「~区画線を中心に~」 というものを使わせていただきました。区画線と いうのは (地図上では区画線と言いますけども) 現地では筆界線だとか境界線ですね。隣との境界 とかそういう言い方でかまわないと思います。

その地図の作り方というのも、不動産登記法並

びに関係する規定の中に、「地図は測量により作 成しなさい。その測量はこういう制限の下でやり なさい。」また、地図にはこれこれこういうこと を書きなさいという規定があります。その中で、 更に精度区分と言ったり誤差の限度と言ったりす るのですが、正確性を持っている地図でないとだ めですよと。正確性がある地図というのを私ども は現地復元性とか、現地指示能力という言い方を します。そういうような地図がないとだめですよ と、ただ、先ほど不動産登記法第14条での地図を 備え付けなさいというのは強行規定であると言い ましたが、現実、地図を日本国全土において備え 付け作成するというのは非常に困難である中で、 地図を備え付けるまでの間、地図に準ずる図面を 備え、土地の位置、形状及び地番を表示しなさい と、地図がない所には地図に準ずる図面でもいい から、備え付けなさいとなっております。

先ほど、区画線・筆界線とは何なのということ に若干触れましたが、不動産登記法の中で、この 筆界というものは定義がございまして、不動産登 記法第123条第1号の中に、筆界とは「表題登記 がある一筆の土地とこれに隣接する他の土地との 間において、当該一筆の土地が登記された時にそ の境を構成するものとされた二以上の点及びこれ らを結ぶ直線をいう。」早い話が登記されなけれ ばいけないと言っているのです。登記された土地 その土地に接する他の土地との間において、その 境を構成する二以上の点及びこれらを結ぶ直線、 ですから、曲線はないです。不動産登記法では曲 がった線は筆界線とは認めないということです。 ただ、後々もうちょっとお話をさせて頂きますが、 「本当に曲がった線で境界線はないのかい?」と いったらその辺は違うかなという気もしますが法 律上はそうなっているということでございます。 地図に描かれた筆界線、境界、区画線、それに基 づいて私共は地図に関する業務を行っていかなけ ればならないのですが、いろいろな地図がある中 でその地図を基に、筆界・境界がどこにあるか区 画線はどういう区画線なのかということを明らか にしていかなければならないとなったときに、そ の地図の特性というものを知る必要があると思い ます。地図の特性を知るというためには、どんな 地図があってその地図に描画されている区画線と いうのは、どのような特性を持って、どんな過去 の歴史の中ででき上がってきた線なのかというこ とを知る必要があろうかと思います。そういう歴

史を知るということが大事じゃないかと思ってい ます。

ところで、土地家屋調査士法が平成15年に大改 正になりました。その中の第25条の第2項という ところで、「調査士は、その業務を行う地域にお ける土地の筆界を明らかにするための方法に関す る慣習その他の調査士の業務についての知識を深 めるよう努めなければならない。」つまり、調査 士は、その土地その地域で仕事をやっていく上で、 土地の筆界を明らかにする方法をきちんと理解を して、それを研究して勉強していきなさいと言っ ていますね。その知識を持たなきゃだめですよと いっている。この法改正を受けて、平成18年に北 海道ブロック協議会が、地図と台帳制度、その沿 革を調べた冊子を作っています。「北海道におけ る地図・台帳等制度の沿革」です。皆様には「北 海道の地図一覧表」という資料を配布させていた だきました。

北海道における地図・台帳等制度の沿革

日本土地家屋調査士会連合会 北海道ブロック協議会

北海道の地図を知っていこうというためには、 土地家屋調査士法の中でも地域の慣習を理解する 必要があるよと言っています。私ども法務局の職 員も仕事をやっていく上で地図の慣習を知るとい うことは非常に重要になっております。それをき ちんと理解しなければ、私どもの所属している地 図整備筆界特定室の仕事は一切できない。北海道 の地図の慣習というものを理解しなければ非常に 難しいのです。

それで、本日は、「北海道で地図はどういうふうにしてできたのでしょうか」ということをお話していきたいのです。北海道ですから、開拓の歴史の中で地域の慣習というものができあがっております。北海道の開拓と言いますのは、各種の法律や規則がきちんと定められながら開拓が進めら

れました。開拓の歴史の中での経過も一定限理解 をしていただきたいと思っております。



ここ北海道は日本全国と少し異なった歴史を有しております。なぜかと言いますと、明治維新、北海道はまだ未開の地でした。その中で本州方面はどうだったかと言いますと、既にいろんな藩があって大名がいて、土地が開墾されて家があって田畑があって、もう土地は利用されていたのです。人によって人為的に開墾され利用されていた。

ところが北海道は未開の原野です。北海道には 区画線がなかった。区画線のない所に区画を作っ ていきましょう。そこが北海道と本州で非常に違 います。

本州では、明治政府が樹立されまして財政基盤を確実なものにしたいということで、年貢制から地租制というものに代わりました。明治5年に地券制度が始まっています。そこで、どのようにして地租というものを徴収していくのかということで、地租改正条例が明治6年制定、ここに地引絵図ですとか改組図といわれる、いろんな図面ができてきます。

			18.4	回龙	14-1	# 1/4	55551	<u> </u>				_					- 1	u.	1::	2.44	1.16	410	064	¥				
9 3	£	R 8	1 0	19	10	塘 .	1 4	Ø	8 #		10.0	æ	Ð.	煌	施 件 车 月 法含等的種別と獲益	当 1	:	* 0	*	称		B	p	0)	挺	58	1	(頃の後輩)
						-				T					間的内容はでは 人間にもよ	从各地中的											1	
										Ť	_		_		Philodolima (Minichal)	本任人打造	138	装下る	á		ıb	ń są i	M451	Çen	1231	4	107	
以抗省等公司	53 (1)	467	26.4			出存 社存	NPA 3	PE	. 1-13	I					対象を行った 連用を担合で	排机物区的	W)	9			1						1	
										Ι					供給を行って 関係を合うを終われる	Rearis	hieli	6.90			12	vi/SD	N S F	Çan	5 31	1	301	
										Ι					他がおりの11 F 機能を有さ	: 缺级 作制。	ş,	A 46	50 jr.)								Ι	
							_		_			_			(3)/65/9/10/: (2/1) (8) (6/0)/4/: F07107	表表节期的	rti;	£			lts	ese	niac is	ţ,io	90.5)[<	4,0	r
		!				_			_	I		_	_		明治6年10月 水平作項	02 fr 90.896,					Sign.	R felt	Mac to	(u)	(e.s)	4	3,10	
H2069-21	1281	ectivi-	617	7.27	25.	統領) 中海:	9 6/4 if	- fall	E°1	I					Klyfyn, ir Stan Gyd	engan					19,	6 (4)	alen	(a)	BF 5)1	e	517	
										Ι					利用(イングリル)) 発音	0.000000	4 6	6300			Ţ						_	
41954-13	2388	468	jtvć	281	1.					T					株務が4.7200 内部が建て300%	1.370 F.E	et i	65.W	181									
															Belofe with 15 kg	15.排作电压							int.				10	
		i								İ					6,758, 6, 5 7,950 % Also	をはり は り 47年	11.8	H TO R	887	~001	¹⁴¹ (20)	ENI	e da fi	ter	guspe.	ati	× 9	
Hibs/978		9.4 63				55 D.	t i	583	Fil	T					利尔·S. 11, 10 支入第109年。	APPLEM	1965	den	iħ/	†	29.	SJUJ.	i syn	far.	e-531	2	2.5	
										I					衛子5、12、9 横光度的世紀76号	(F) 1-10(C)	eis.	M			220	5.JUT	መነብ	(vi	8.53f	zi.	z fi	
								_		Γ					80099	涉及分孙二	141	小斯	ÿ									
F-Willett (s.d	7.1	线机及 数13数		er Lys		1881 1811	利用さ	ic.	\$4rz	T					期的9.3.5 批析使机构第4份	地点统行。	H E	STEELS.	ri M		150	E Per	lun'y fi	(,7)	b-911	zj	\$11	
										T				_	明:59年3月27日 #415日 年刊表明報告 155	21 100/18	44.5	0.08	E								1	
CMeHraci	10.1	# fl c2	6. à.	#le	18	iu ks	nbes	100	186					Π	5000 5 四年後7第1号金	4109/168	1				:41	9369	(REA)	(2)	6521	4	4.1	

明治5年頃の沿革

明治17年、税収管理をするためにきちんとした 地図がほしいということで、地租条例というのが できました、それまでの地券制度では大福帳とい う形で地券の副本を保管して、それによって誰が 地租の納税義務者なのかということを管理してい たのですけども、大福帳ですと次から次と地券の 写しを作っていくだけですから訳が分からなく なってしまいました。

それで、台帳という帳簿にしましょうということで土地台帳というのをおきました。ところが、この地租条例というのは北海道、沖縄県を除くとなっていました。北海道と沖縄県は別な形で開拓しなさいと言っているのです。図面の正確性が足りないということで地押調査というのも始まり、字限図ですとか地押調査図等の更正図が作られました。明治22年に土地台帳規則というのが初めてできまして、各県に台帳規則並びに税務部というのができました。

その税務部というのは、明治29年に税務署に代わりました。それで土地台帳規則が制定されたことによって、地券が廃止になっております。

土地台帳規則ができて、それまであった地引絵図・改組図、地押調査図、いろいろな税収のために作った本州なりの地図、そういうものが全て土地台帳制となったことで土地台帳に付属する地図、税金を徴収するための図面ですよということで、土地台帳付属地図というものが生まれました。このときに土地台帳新様式になりまして、法務局に引き継がれています。私ども北海道の法務局にも土地台帳がありますが、新様式の土地台帳が北海道にあるということになります。

では、北海道はどうだったのかということです。 北海道はまだまだ未開の地であり、明治政府は、 北方ロシアの南下政策というものが非常に強く出 てきましたので、その南下政策にも対抗する必要 があるとし、日本国家の財政基盤である地租徴収 ということの中から、早急に蝦夷地開拓を行うと いうことで、明治2年に北海道に開拓使を設置し ています。開拓を進めるということは、国民に土 地を持ってもらってそこから地租を上げたい。ゆ えに国有地を私有地化していかなければならない という話になります。私有地化していくそのため に原則として北海道の土地はすべて国有地ですと いう一つの規定、決まりを作ります。国有地とし た中で既に永住している人たち、その永住してい る人たちにはその土地を払下げしますよというこ とで、永住人拝借地被下方達が明治4年にできた。 ここで北海道としての土地の私有地化をまず第1 号として認めています。本州では明治5年に地券 制度が始まりましたが、北海道は地券制度と言い ながら、その前にもう個人所有を認めるというこ とで開拓使による布達が出ていました。

実は、この明治4年というのは北海道開拓で非 常に大きな転機を迎えた年なのですね。明治4年 にはここ札幌市の市街地に碁盤の目がもう作られ た年なのです。北海道は結構碁盤の目の条丁目が しっかりとしている街区・区画が多いといいます。 札幌市は最たるものです。この当時の札幌市街地 というのは南六条より以北で札幌駅くらいまでで すね。そこに条丁目を区画、今でいう何条何丁目 という方眼紙のような碁盤目状の区画がひかれて います。この区画測設に関わった人は多数おり、 北海道開拓使の顧問をしていたホレス・ケプロン ですとか、ワーフィールドですとかそのとき測量 なり開拓のために顧問として外国人の方を招聘し て助言・指導を得ながら行いました。開拓を進め るとともに、国の財政基盤である地租を徴収して いかなければならないということで、開拓使の布 達として明治5年に地所規則というのを定めてい ます。これも北海道独自のものです。これは土地 の地価を定めてそれの百分の五を地租として納め なさいということで地租を定め、北海道に移民と して入植をした方にこの土地を払下げすることと しました。有償払下げが原則でしたが、荒れ地を 開墾するということを条件に入植した方について は、三年以内に開墾すれば、無償付与するという のが地所規則時代の開拓の方法でした。この時土 地処分図という申告図ができたのです。開拓をや りたいという方が自分で作って自分で出してお り、技術のない方でも図面を書いても良いとしていました。開墾・開拓で入った人は三年以内に開墾に成功すれば無償付与というのがありました。全て開拓さえしてくれればお金はいらないというのが明治19年に制定された土地払下規則。この土地払下規則の時代になると、ある程度計画的な開墾というものが政策的に入ってきます。それでもなかなか開墾は困難を極めました。

明治政府は北海道の開墾・開拓を早くやりたいということで、明治20年から植民区画というのを始めまして集団入植という方法を考え出しました。その中で一つ有名なのが本州の十津川村からの集団移住ですね。そこから移住したのが新十津川ということになります。

開墾ができそうな現地を選んで、300間毎に道路の計画碁線を作る。大区画・中区画・小区画を作って、全て90度方向で作った。ですから、すべて方眼になったのですね。この計画を作ったのが植民区画図です。明治19年以降何が変わったか、ここからは計画的に入植地を全部碁盤の目に切っていったということです。区画線がどこで生まれたのかということが、その地図に描かれている線は何の線なのかということを知ってほしいということです。

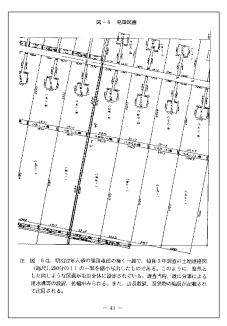
					欢科	か押り	1	抗傷	333	Ŕ							H				tń.	ŏĽ.	List.	ath.	113	SW	2.4	375				
46	Я	е	Ħ	84	03	接	Ħ	波性	1 13	Ø	名材	T	te I	20	91	¢	I	路 行 年 月 注令等の社別と参考	- 22	÷	7	ø	8	ĸ		153	18	Ø	ł	新		推過の保管場合
OJ 6-29	p4 (4)	2011		. I. C	CALS U	1		地区生	4;	71			(1) (1) (2) (2) (2) (2)	The Fig.	(, Ip	ip?		月前2-5-6月。0 〒2第6日号	矿石港区	196	ii.				1	Hi 4:	71	JE 17	101	314	,	Hêtor
												!						Nation of the Jine to U	(14/387)	700	RIL	(de)	,		ō	ikiji	q: I	: 81/1	ba:	. 1214	Ţ	d PCac
							_								_		ΙĿ	Harasquert sir Billion#eass	北海道: //	MA	FM	98. Y	£ħ;	F.Fedd	ha	が後代	. 0	eumy	n,	46,542	1	90
																	Ш	Ифа: Y6 Лат II Дегран;	to dite	iste	N. F	Æ.				2845	Z1)	8800	٩.	14-54		SI:
Omz	LTODA	23 B	ik	% 1	93			datie									Ιŀ	fillion a test- en agenda	3.26.07.0	28.75	(A, JE	a.	631		Ŀ	M 15.	FЯ	10105	100	.44.19j.	4	\$ e*
B16/2	L9 3H	221:	報行	28:3	91)			上述作 申請书			err	1	12:11	(C)	1371	198141	į s	Ministration of the Distriction	LOGIC	The Co	79,75	100	it	tijk :	14	mr.	1.3	gi ji y	0	46 SH	4	EIC
IOM2	esi::u1	e li	di il	શ	11)		_	HI5U	PX	εı.		-		_			()	利約12年3052日 (6年30年3	: 187:96	10.00	_				_ !	3072	ns (14,15	Þ		1	648+1
												1					l.	財社が年4月1日 大概省会第6号	1-181-7-16	with	Mest r	ie ii	16			M4.	Helf-	16.14	ĸ		ľ	F+31.
UF-70720	39-511	ы						434749				1					В	98522954 (1.13) 51719 (9663)	BMF 多	松扑	lec	-			Į							
June:	29-61)	aCH			13.	60:35		ボル・1	145	£.		1						明治(2007年) 第1: 第2(3)	ESIKRA	en.	*100	1144	(F)	,	ı							
1102	24(7)	111	18	974	58	485		Dales 数方	Kł	k.t/	E OF RE						li	Milestrodusa Tip Armen	1898	342					ŀ	desa	\ U	EU a	is	16.30	1	kfi.
11 (622)	29712	1	NG	27.5	311	65		沙州之	03	dir	100	1					П	Batter i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	北西河东	₆ 2 - i j	6 (N)	01	19	;		A.	· U	90/3	124	-542)[a	1	kii
																	ŀ	程序23年3万37日 単分割3月3	Libin).	ters:	Heli	经 型	t VH	1005								
																		明約23年3月27日 お津額21号	经地理等	설정	н											
																		相合24年1月1日 内庁存储135	erente 9	FA	akc	ke.)		0	491	0 : (Mile	B.	HUN	í	riBJs
												Τ						別商23年1月1日 新学額21号	nnas	Fré	:15	救力	,							바다이		ritisa
गतर	39-411	21.0	11.71	% 2	815		_	KS:	_			Ť						인((2019) 4기(1): 15주(()2013)	61682	iù21	n ei	DIL S	0.58	9								(1977年)
			_				Ī		_			i						SECONOMIA SANTONIALES S	10040	ng is	el fo	0.0	-									elek zasc
				-								T						た台名が4人 小技術は新り一件	0.089	Tree	ac.	310	ŧ		l _j	HIK FUX	10	IAM RAL	1	59,71	И,	epop to a
												_							-													

明治22年頃の沿革

この計画的な集団移住には屯田兵というものがありました。屯田兵の土地給与規則は明治23年にできています。北海道内にこの屯田兵村といわれますのは全部で37か所ございます。屯田兵村の区画は、90度角の号線を切った土地で、屯田区画というのですけども、すべて陸軍が測量しており、非常に精度が高いものです。陸軍の陸地測量部というところが行い、処分図ができています。

明治30年になりますと、北海道国有未開地処分法というのができています。集団入植でなるべく早くと一生懸命開墾したのですがなかなか開拓が進まない状況でした。

それから改正未開地処分法時代というのもあります。これも、いかにして北海道の未開地を処分していくかということで、これも全て計画的な処分図が先行で作られています。未開地の所に筆界線・区画線を先に作ってそこを私有地化しています。



明治22年 屯田区画

北海道はまず土地の形を決めて区画を決めて測量をして測設をして、区画が後からできたのではなくまず区画ありき、先に区画ができてその区画を示した地図がある。処分図がある。実測図がある。そういう中で北海道の開拓が進んでいったということを知っていただきたいのと、その実測図、処分図の中にはいろんな種類があるということも知っていただきたい。計画どおりに開墾された土地なのか、そうではなかったのかというところも、区画線の特性として見ていく必要があろうかと思っています。

一番初めの地所規則時代は自由入植でした。処 分法になってきてある程度計画入植をするように なってきたのですが、その計画入植も失敗をする と国が没収してしまいます。ある程度開墾しても 北海道で暮らしてはいけないと本州に引き上げて しまう者がでて、耕作放棄地、開墾放棄地になる。 始めに測量した申告処分図を作るのは技術的な裏 付けが必要ではなかったので隣接関係や距離関係が、訳が分からなくなったので、開拓地処分をよりきちんとやりたい、整理しましょうということで、北海道庁は、土地連絡調査というのを行いました。これは、国有未開地である未処分地をより明確にするという目的でありました。その中で、今まであった処分図と現地が合わないところを全てきちんと測り直すものでした。

この土地連絡調査のための要領というのがあります。調査方法がいろいろ定められているので、調査の方法の違いによって第1期から第4期に区分しております。

第1期は明治29年、座標法によって測量がされています。このときに測量するための基準となった点は、本州から引っ張ってきています。下北半島から函館市の北部にありますモッケ山というところに基準点を落とす。そこをモッケ山原点と我々は呼んでいるのですが、そのモッケ山原点を基に道南地区から座標法による測量を開始しています。

この第1期、実は平面座標ではなく球面座標でした。平面として土地を測るのではなく地表、地球って丸いですから丸い形で測ったということです。ですから、ここでは精度的な区分で違いがありますが、北海道で日本初の座標法による図面、地図というものが初めてできた。これは素晴らしいのではないかと思います。

第2期以降は、平面直角座標になっています。 2期、3期、4期ということで、この土地連絡調査、北海道庁がやっているのですが、国営事業としてやっています。第1期と2期、それから第4期、これは土地連絡図という名称、それから第3期が、測量調査要領を定めた土地整理調査心得というものになっているので、土地整理図と呼んでいますが両方合わせまして、土地連絡(整理)図と呼んでいます。

ここで一つ特徴的なのが、第2期と第3期は査定処分と言いまして行政処分をしています。官有地と民有地の境につきましては、国が行政行為としてその境界を認定するという行政処分をかけています。ですから、行政処分として土地の境界が決まっていますので、登記されれば筆界ですし、その土地の区画線、行政処分がされた区画線というのは絶対変わらないのですね、処分の変更がない限り。ですから、この2期及び3期の部分の境界査定図、連絡(整理)図に査定処分がされたら、

それは公的な証明として絶対的な権限を持っていました。その地図に、地所規則時代の処分図、土地処分法時代の処分図というものが全部入ってきました。そのときに、それまでの開拓の中で混乱していた土地、隣と隣が分からなくなったところも全部地図ができました。その地図には全て図郭・座標があり、今でいう座標法による測量がされています。

この査定処分というのは制定が大正10年の国有 財産法という法律に基づいてされております。第 2期は大正7年ですので、国有財産法より先です。 先なのですが、大正7年に既に「境界査定心得に 関する決議」というものが出ているのです。その 中で、査定処分がされています。第2期、第3期 の査定処分を受けていないのはごく僅かで、98% は処分が終わっています。

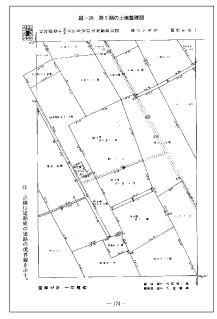
2期、3期には問題点があります。同一所有者 の土地の中については測量されていないのです。 その中は測る必要もなければ、立ち合いを得る必 要もないですよと、それまでの処分図に基づいて 描けばいいです。それは測量もしていないし査定 されていない、処分図をただ写しただけの線もあ る。だから、連絡整理図・連絡査定図といってい ますけれども、この土地連絡(整理)図は、非常 に重要な確認的筆界でありながら、その線の中に はいろんな線がある。どうやって判断するのかと いうことになったら土地台帳に遡る。土地台帳に 遡って所有者がどうだったのかということを確認 しなければ、本当にこの土地とこの土地の間の線 は測量された線なのかどうかというのは分からな いのです、そういう危険性もあるということを覚 えておいていただきたいのです。

			Ar.	O# 5	(· I.	t:'	¥ %	使										Marketonia	(25/Y N/2	50°¥		
т н в	1 1	14	o	瘫	ij,	法	# 1	6 0	2	n	19		ni i	¥1	Œ	作 行 号 月 法会等の確別と書	, L *	* 0 8 6	*	A C	12 35	性間の名世場
						_										昭和15年3月1日 お食めなり	140. 数据条件	Marking Comment	91-180	ВМ		101612/800-1 24-2369/8662 604-7-5
	Ţ				_			_	_		ļ_					期間3年12月2日 経合部の号	98.0892	1	:79514	.5851%	ict4	BORBAN ER
																MSE 1497 File (1 Gal. Geball)	0.01918-0-25	C 4935 Family	nna	46.58	College	25 ALC: 8
(87::59:04 to.	18	985	6813		J						_					27 to 9 (E 18)	PAGE 60	Haladesia sana				T
	⊥				[1.					(6年(16年27.25) 東京町(65)	法价值协约	14.00mm 14.00mm	34740	5814		59
	.1.										Γ					早和21年10月37日 各計算回答	Chassar	YOR COL	ine	K. 1. 2. 11	CERTA	46.258
					- 1						Π					報告の1942年2月28日 発送者 (名音名) 日	1 TANKS	YUSBasis Was Wal	in regul	W-500 DV	ENN	SHE KOKE
47n uzh e mare	Ð	i-36.1	130,			H	(: (g si	12.	is:	1					Albertantie (01 Y/8/25/29	SOUTH BOOK STANKER	n new	RZ293.5	GENE!	alleasan.
4300225-00. TH	.] _^ ,	441	26:1	437	П	£ij	() etc	0.50	1-3	appe									Ť.			
Mingg-soll og i	hir	ажа	00				水線 軽型		- 1	,										_		
	1					Tap feri	iano Mari	di.	SW	r	1,6	621	6.1	塩の	ЫK				1			
Kisasan 1417-1	100	የጭ6	7:		7	N/	rm	d	Т	Т	Г					I			T			
referenstran	0	ad; p	(* od	27.5	sul							_				E2512344-JR-3ch 2075907-15	r 68192.6	t ei	176 864	187	WEST	JESES I
Sagus all ran	h	1997	100	d				_			_	_	_	_		184323943 E121	型的いれまたる 内側が支列	で無ち分散後のです	J#176159	C.C. Killer	114	517198863
	8.7	næ1	ા	11.58	ir:						Г	_		Т		原体(20年3月30日 お合果があり	SHERRIS	(1/分(64)	ISE IN	1,187	F. WH28	eleti
78420 F181550	1 90	†13:2	āti l			11	h. /1	H. F	U							ボ打2(年9月3日) 人員百合等(20)	MARKETON	EE/ANDLESKALD	EGNIRA	109.7	erran	eners
%hatik 6,1¢6n	20	t#10	054	_	T	1.4	1	t in	iji l	er:	Г		_		-	Riflegery sub-	内が開発さる	上集小业务通应委员	0886954	on Her	> -	847-05844
refer to care o	i s	Lon	- 612	245					_						7	#04024911112111 198489451341159	PERMIT	(終れ後的に関する)	製料を	18		AMERICA.
West-Ess I	24	E60 1	(8)		À	ı M.	y,			_				_		##104%.ort #6 1	PROPERTY.	FALLS.	IND RE		Del	\$17 mb#(A)

昭和23年頃の沿革

行政の必要性による地図ということで、この土 地連絡(整理)図は、北海道の中で非常に大きな 役割を果たしています。昭和20年の終戦後もこの 作業は続いていますが、道東の一部で続いただけ です。終戦後国費がなくなったので、北海道だけ にお金を使うわけにはいかない状況もありました が最終的には昭和41年まで行いました。この年を 境に国土調査法が施行されました。北海道におけ る連絡(整理)、連絡調査です。つまり国土調査 法に引き継がれた作業ということになります。た だ残念ながらこの連絡(整理)によって面積も出 しているのですけれども、求積した面積は土地台 帳に反映されていない。地図はきちんとしたもの ができたのだけれども、地租は相変わらず昔のま まの面積で徴収していた。しかし、この連絡調査 の成果によって、面積整理簿、面積を求積した帳 簿があり、それを基に、土地の面積は正しい連絡 調査の面積に変わっています。ですから、土地台 帳を見て面積の修正の日付のあった時期が連絡調 査以降で、申告図を見ると、これは連絡調査の結 果が反映されている土地か、これはやってないね と、あくまで土地所有者の自己申告に任されてい ましたので、公的処分としてのものではありませ んでした。早い話登記簿に反映されていないとい うことですね。ここが非常に苦しい。そのような 連絡(整理)図の特性というのも皆さん追々理解 をしていただきたいと思っています。

次に、土地整理事業というのがあります。土地の地番というのは払下げの順番に付けていったわけです。払下げの順番に付けていくから、あっちに払下げ、次にこっちに払下げでばらばらですよね。すると地番が飛ぶのです。もっと大変だったのは土地の字名です。北海道は、ご存知のとおりアイヌ語の地名が多い。その中でなまりがあります。本州から、開拓のために移住して来た方々が自分の土地のどこの土地だという字名を申告するときになまって、「オプカルウス」、「オプカルウシ」とか、「オプカルウシ」が「オツカルウシ」になったり、私の過去の経験の中で1平方キロの中に15の字名があったことがあります。そのようなものを全部整理しましょうということで土地整理事業というのがあります。



昭和7年 第3期の土地整理図

その土地整理事業というのは明治44年から始まっているのですが、これで字地番整理をしました。そのときに、やっぱり図面がないと分からないよねということで字地番整理図です。何を基本に作るか、連絡(整理)の終わっているところは、連絡(整理)図を基にやりましょう。その前にいろんな申告図とか植民区画図とか処分図があるところは、それを基にしてやりましょうと。明治44年から最終的には昭和20年くらいまで続いています。

それから、大地主が大きい土地を持っていて小作人に耕させているが、結果的に土地処分、開墾がうまくいかなくなったりしたので、自作農を増やしていきましょうということで自作農創設事業のために実測図を作っています。

徴税の必要性から作った図面というのがあります。明治29年に北海道でも税務管理局というのが道庁から分離されて、税務署が設置されました。明治39年にようやく北海道に地租条例というのが施行になっています。これで、初めて北海道と本州の取扱いが同一になりました。札幌税務監督局というところが大正4年に、徴税のためにきちんとした図面を作らなければならないということで土地台帳付属地図というのを作っております。これは、連絡(整理)調査のされたところについては、その写しの送付を受け、開拓地確定実測図のあるところはそれの写しを受ける。今まであるいろいろな図面の写しを全部集めて徴税のための図面を作った。それが台帳付属地図です。

戦後、法務局というのは改めてできた役所でございますのでそこへ登記簿ができた。なぜかというと、今まで裁判所で権利に関する登記をやっていましたが、三権分立(立法、司法、行政)ということで司法の所で行政をやってはまかりならんとなり、法務府というのができて、法務庁というのが作られて法務局となり、法務局で登記事務をやりなさいとなりました。

昭和25年に税制改正が為され、今まで国税・租税であった固定資産税を、地方税に代えるということで、税務署で持っていた土地台帳が必要ではなくなった。法務局にも税務申告の写しを基に作った、土地表題部というのがちゃんとあったのですが、表示に関することは土地台帳でやって、権利に関することは登記簿でやるという二つのことをやらなければならないので、それをまとめましょうということで昭和35年になって台帳と登記簿が一体化されたという歴史がございます。

終戦後、北海道では開拓又は戦地からの引揚者の方々の入植のためということで、自作農創設分割実測図が作られております。さらに開拓を進めるということで開拓財産たる土地の処分並びに売渡調査要領というのが決まりまして、開拓地確定実測図というのがあります。この実測図は法務局に送り込まれていまして、それを基に仕事をやっています。

: AN BUT - ISBN 4-7468-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-	
B 取图制度: 展刊作用 法参写の名称 电图の序列 和9000	不管 通行
教育のサイナル 「 現まなどでしておいては様果」。 現まなでは全体に、	
関節的9月1日 と利用を確認さな 開発し 1994年から	
教育的1947年 北京東京市所の東京教 東京集場第2 2-3	
数和0.5年72月28日 五百万万30.75 - 他需要有小解制电风户的投资和 建有建筑等 × 至于	
(f)(1025-30) 関連の独立政権を行わらり 関係保持される マア・ボ	41-0.57
関係は2年6月2月 出海体の状态を影響を発揮的立 味噌は ポーナール はまった	61.
原和22年1日日日 - 企業が利的な私を手削りませ 株別日 - 中国・中	41.
関連は19年1日 日本日本学校の教育 - 中央区分連者 第一次等別 気化 (2年) - 東京 (2年) -	
関連は10年 日本地で全権行属と点割判職者 日本は変も思り様け知道 中本語	
関係機能を表します。 12日本のでは、12日本ので	467.
関係は本計1日 日上海県北洋線岩戸県カガ海市県 対大海洋 東京 2周日	56A)
: 弘明は英国は 関知語が7月6日 国際事業に乗びける構造が可義が 海境である ぐん 同野政治(対応) について	
開発部の2月29日 農林百分数2号 同台・科学智利製化 - 小数区の表音 単二次で調子図 金数字・位置まれ行	
現在27年の12日 34日改善2月日 - 12日の大阪	rith.
3. 上海中2年に 割れは25mm月13mm 国有の場合を取扱い事業等を解析しても上が確認と対す。 3844年第25mm月 日本日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本	c-µ:g1
関発的と4.17年日 転載体料指数設計に対 前分集場所へ の)	
が 国際のでは、 の主義を表現している。 のでは、	
別利益の経済集団に、利益的の機能のみ振ったでありました。 関係を用された (c) (の間) 混合性 のく	s a mily

昭和35年頃の沿革

「では、北海道における基本地図って何なの?」というところに進ませていただきます。今まで言ってきた中でいろいろな図面・地図がありましたが。その中で土地処分図というのがありましたが、それは土地連絡(整理)図又は土地台帳付属地図の中に集成されていきました。処分図そのも

のというのは現地特定、現地指示能力というのは 非常に薄いのですが、それを集めてきちんと境界 査定までやって、図化したものが土地連絡(整理) 図というものに集成されております。

あと、植民区画図というのが先ほど話に出ました。これは集団入植のために作った図面ですが、 実はこの図面、今現在も法務局が基本地図として 使っています。全道で104枚の地図をまだ使って います。

それから、売払地実測図というのは、農地の売払実測図、農地となる又は開拓のための売払実測図ですね。それも59枚ほど使っています。1枚1筆ではないので、1枚の中に3筆、5筆の地図もあれば、50筆、100筆の地図もあります。



大正11年 売払地実測図

御料地売払図。明治41年のころの御料地というのは天皇陛下の土地のことです。北海道内何千町歩でしたか非常に広大な面積が天皇陛下の土地ということで御料地になりました。御料地を一般国民に払下げるということで、御料地払下実測図というのがあります。これも区画測設といいましてちゃんと90度90度の号線を引いた地図です。陸軍測量部が測っていますので非常に精度が良い地図です。実測図は、今現在、法務局で基本地図として使っているのは1枚もないのです。なぜかと言いますと、税務署が課税・徴収のためにいろいろな地図を集めて図面を作りましょうといった土地台帳付属地図の方に全部合体しました。

また、先ほど話しました開拓地確定実測図、こ

れはまだ2,773枚基本地図として使っています。

国有既墾地売渡図。これも連絡(整理)図なり、 国土調査法による国土調査がいっぱい入っている ものですが、全部閉鎖していますので今現在使っ ているものはありません。

公有水面埋立図。埋立てすることによって初めて土地ができますから、その図面はやはり原始的な筆界を表している地図なのですが、枚数は不明でございます。

土地改良法による土地改良図、これは28,000枚 ほど。区画整理図、約10,000枚基本図として使っ ています。

あと新住法所在図など法律の名称を略していますがこれが約900枚ですね。

少しまとめますと、土地改良図が28,000枚、区画整理図が10,000枚、それに対して確認的筆界に関する図面という整理をしましたけれども土地連絡(整理)図、これは約25,000枚あります。

それと国土調査の地籍図、108,000枚を基本図 として活用させていただいています。

区画整理図について、実はその内の法14条地図として現地復元・現地指示能力があると認定しているのが約3分の1です。34パーセントしか法14条地図として認定しておりません。なぜかというと、昭和30年代、40年代初めの区画整理図というのは座標値を持っていないのです。座標値を持っていないものだから、残念ながら法務局としては、今現在の法14条地図ということでは指定できないのですが、創設的筆界の地図、原始筆界の地図ですよね。ですから、それはそれとして扱っています。土地改良図でも約4割が指定することができない地図ということになっています。

もう一つ、法務局で地図作成を行っている法14 条地図作成作業と言いますが、これは確認的筆界 に関する図面です。筆界を新たに作っているので はなく、今までのいろいろな図面を集めて、この 土地はどこにあるどんな土地ですかということ を、確認測量して所有者の方の立会いを求めて、 地図を作っていますので、これはあくまで確認的 筆界の地図ということになりますが、北海道内で 1,800枚ほどあります。

北海道の法務局独自の地図が二種類あります。 本州には一切ございません。それは北海道がいか に地図を整備しようとしてやってきたかという歴 史なのですけども、私どもで地図取扱要領という のがあり、その中に整備図というものがあります。 法14条地図として指定しており、全道で1,900枚 ほどあります。

もう一種類に、準図面というのがあります。準図面というのは、地図がない所には、地図に準ずる図面を備え付けなさいということで、地積測量図を集成したものです。これは枚数少なく、北海道内全部で100枚くらいです。枚数は少ないですけれども、北海道の法務局全局あげて、いかにして地図のない地区をなくしていくかということを努力した結果として、この整備図と準図面というものを北海道独自でやっています。

不動産登記法の変遷の中で北海道の法務局がど のように地図の取扱いを変えてきたか、実は今日 ここにお集まりの調査士の先生方のご協力の賜の 中で、北海道の法務局というのは地図整備が進ん でおります。それも、今言いました整備図の前身 の明細図というのを出してもらったこととか、昭 和52年の不動産登記準則の改正によりまして、地 積測量図に境界標識を入れるという規定ができま した。その段階から、北海道では座標値というも のを活用しました。境界標を入れようというなら 座標値がないときに書いてくださいよと、昭和52 年から始まっています。北海道の法務局にある地 積測量図は座標の記載のある図面が非常に多いの です。地積測量図に座標の記載があるということ は、その地積測量図はそれだけいろいろな技法を 使えば現地復元能力があるということです。そう いう図面がたくさんありますので、これを基にい ろいろ注意をして取り扱っていただきたいという ことです。

最後に、筆界を認定するには、物証、人証、公

証というのがありますが、その中でやはり物証はいろいろな形での誤り、設置誤差とかがあります。物証というのは当然境界標や塀だけではなく、自然の地象、崖や山、山の尾根や谷、そういうものも入ります。また人為的な畦なども物証ですよね。これらのものは経年変化がありますので、そういうことに留意して筆界を認定してもらいたいというふうに思っています。

また、人証について、証言というのは記憶です からあいまいなこともあります。そういう中で北 海道は、座標値のある地図が多い。また、座標値 を持っている地積測量図が多いということで、公 証として法務局や他官公署で持っている公の資料 による公証主義も大変重要な要素です。また数値 絶対主義には気を付けて頂きたいなと思っていま す。そういう中で、先生方が普段お仕事をやって いただく中で、また関係官公署の皆様方が、土地 家屋調査士という方々の技能を使ってお仕事を進 められるというときには、やはりその土地の成り 立ち歴史というもの、土地の慣習というものを覚 えていかなければならないですよ、という法律上 の規定を課せられている土地家屋調査士ですので 官公署の皆様方が土地の筆界に関するような業務 を行うときには、是非とも、こういう専門職能と いうものを活用していただければ、法務局におけ る地図又は地積測量図というものがより良いもの となって、国民の皆様のために行政を進めること ができるのだろうと思いますので、今後も引き続 きご協力を願えればと思っております。

どうもご清聴ありがとうございました。

			经库	の地図	l+to	地包板	等額	Œ								北海道における地図・台	承次制度	で高	车			
年 月	В	爽	料の	扫	額	法有	1 19	ø	名称	1	t i	83	81 1	Œ	施 行 年 月 法令等の種別と番号	法令等の名称	地	2	Ø	種	類	地図の保管場所
										Γ					明治4年9月29日 大制官布添	治券地の件						
							-			T					明治1年9月29日 開拓便布送	水住人伴借地被下方途	地所规	胸叶	(to)	如分言	1	规定
別計5年2月	24 H	大総	省25号			地界市 地界	19年1	NE:	= T: FP	ı					明治5年4月 開拓健布達	附驱地収税规则						-
															明治5年9月 開柘使布達第304号	北海道主地光貸房則	地所規	gopn 5+	他	學分包	1	友庁
															野治5年6月4日 開拓史布達	{:地热下制度(机搬水/产)						
															明治5年10月12日 開拓便布達第12号	北海道地所城圳	地所規	501 miles	(ta)	処分は	4	支 形
															對記5年10月 本行布達	私有毛规則	地所規	JULI S	lto.	処分图	1	划计
明治6年7月	128 F	太政	ነና ው ዓ.	X 272	bj-	地 雅 雅 * 地 郁		684	í fi						引治6.3 第66号注	山林仮規則	地所規	HI BY	fto)	处分队	1	東 道
										Γ					明治7年7月4日 発布	移住農民給与規則						
明治7年12	/128F	内務	で遠く	8814											明治7年11月29日 内務省进乙第72号	社寺領土地跡地分規制						
															明治8年5月22日 開拓使布達第3号	山林荒縣払下規則	HEOF HI	到中华	(40)	远分泌		支庁
										ľ					別指8, 6, 5 乙第52号有语	家禄华歌者山林荒蕪地払下規則有 達7件	地所規	胡伸	rten:	K-54/2	1	友時
明治8年7月	вц	18 fil	数形 丰	美高級		te (ii d	(4E	5,011	8174						明治8, 11, 10 向來第1099号	地弄払下規則更正布達/作	地开观	Jane 4	(to):	65)(8	1	支)?
										I					明治8, 12, 9 根室支圧速第56号	市街・屋敷地区画	地所規	删時	(Nove	地分区	1	支庁
															明治9年	地券発行二付着手順序						
明治9年3月	1781	地和 第14	改正事] 号達	\$145VI		市街見 細日	LHLIS	k iEX	等在法						明治9, 3, 5 随指使机药第4号	地券発行二付耕宅地取凋	地所爆	Dijok	(v)	此分区	i	KH;
						-									明治9年3月27日 建和数正率務局別報第 19号	社:小境内地划分心得香						
別衙9年3月	10 H	地和 第16	改正事) 号密	务局别	報	LI 14KB	Wa	(後)	細目						明治9, 4, 5 開拓使丙第4号達	排毛連取劇	地所規	則附	100	8分図	1	友/ji

明治5年頃の沿革

	政府の地図・	上地台帳等制度			北海道における地図・台	帳等制度の沿革	
年 月 日	資料の種類	法律等の名称	地図制度	施 行 年 月 法令等の種別と番号	法令等の名称	地図の種類	地図の保管場所
				昭和13年2月1日 訓令第3号	堤防敷地管理規則施行細則	河川敷地図	開発建設部・土現7 ど河川の等級により 管が違う
				昭和13年12月7日 訓令第60号	道路台帳様式	道路図·道路台帳図	開発建設部・土現 町村
				昭和14年3月15日 道庁令第4号	自作農創設維持奨励規程	自作農創設分割実測図	開拓記念館
昭和15年7月13日	家屋税法制定			昭和16年1月18日 告示第63号	北海道民有林施業案規程		
				昭和16年2月25日 調令第10号	北海道地方費林野事業規程	道有林境界図	支庁
				昭和21年10月21日 法律第43号	自作農創設特別措置法	自作農創設分割実測図	開拓記念館
				昭和21年12月28日 農林大臣省令第1号	自作農創設特別措置法施行規則	自作農創設分割実測図	開拓記念館
昭和22年3月31日	勅令第113号	土地台帳法施行規則			自作農創設特別措置法登記施行細 則	自作農創設分割実測図	開拓記念館
昭和22年3月31日	大蔵省令第34号	土地台帳法施行細則					
昭和22年3月31日	法律第30号	地粗法廃止 地方税法改正=県					
		土地台帳法、家屋代 重宝制定	土地台帳付属地図				
昭和22年4月17日	法律第67号	地方自治法	-				
昭和23年7月7日	◇司法省·司法事務局	3		昭和23年6月30日 法律第73号	国有財産法(改正)	国有財産土地台帳付属図	財務局
昭和23年7月7日	地方税法改正=地				開拓財産たる土地の分割並びに売 渡調査要領	開拓地確定実測図	支庁·法務局
	◇法務庁・司法事務所	Ť		昭和23年8月20日 政令第246号	国有財産法施行令(改正)	国有財産土地台帳付属図	財務局
明治23年12月20日	法律第256号	日本国有鉄道法		昭和23年9月28日 大蔵省令第92号	国有財産法施行細則(改正)	国有財産土地台帳付属図	財務局
昭和24年5月25日	法律第105号	日本国有鉄道施行法		昭和24年5月 開拓部長通達	開拓財産たる土地の売渡調査要領	開拓地確定実測図	支庁・法務局
昭和24年6月1日	◇法務庁・法務局			昭和24年7月21日 二四林野第15417号	国有林測定業務の運営に関する件	境界図 境界基本図	森林管理局
昭和24年6月3日	法律第188号	測量法		昭和24年10月26日 農林省令第107号	開拓財産管理規則	開拓地確定実測図	支庁·法務局

昭和23年頃の沿革

	政府	の地図・±	:地台帳等制度			北海道における地図・台	帳等制度の沿革	
年 月 日	資料の	種類	法律等の名称	地図制度	施 行 年 月 法令等の種別と番号	法令等の名称	地図の種類	地図の保管場所
					昭和30年4月30日 建設省訓令第1号	建設省所管国有財産取扱規則		
					昭和30年9月1日 政令第221号	土地区画整理登記令	換地図	市町村・法務局
					昭和31年4月1日 訓令第19号	北海道有林野測定規程	道有林境界図	支庁
					昭和31年12月26日 道有第1947号	北海道有林野澗定規程取扱要領	道有林境界図	支庁
					昭和32年3月	開拓地売渡調査要領(改正)	開拓地確定実測図	支庁・市町村・法務
					昭和32年6月12日 総理府令第35号	地籍図の様式を定める総理府令 (改正)	地籍図	市町村·法務局
					昭和32年10月24日 総理府令第71号	地籍調査作業規程準則(改正)	地籍図.	市町村·法務局
					昭和33年2月5日 農林省訓令第2号	国有林野経営規程	林地区分調查図·境界測量図 境界図·境界基本図	森林管理局
					昭和33年6月18日 蔵管第1748号	国有財産台帳付属図面調製基準	国有財産土地台帳付属図	財務局
					昭和34年5月31日 34地局第1426号	区画整理確定測量実施要領	区画整理図	市町村·法務局
					昭和34年5月31日 34地局第1426号	国土調査基準確定測量の実施要領 細則	地籍図	市町村·法務局
昭和35年3月31日	法律第14号		不動産登記法(改正)	法第17条地図	昭和35年7月6日 林野政第2896号	国有林内に所在する農地の所属替 について	農地実測図	支庁
					昭和36年3月28日 農林省令第25号	国有林野管理規程	林地区分調查図·境界測量図 境界図·境界基本図	森林管理局
			·		昭和37年9月3日 37士改第103号	区画整理確定測量作業基準	区画整理図	市町村·法務局
昭和38年7月11日	法律第134号		新住宅市街地開発法	土地の所在図	昭和38年10月15日 38林野第2351号	国有林野内未墾地所属替等事務処 理要領	民有未墾地実測図	開拓記念館·法務)
					昭和39年4月28日 長官決裁	模範林標杭建設員心得	道有林境界図	支庁
昭和40年10月1日	政令第330号		新住宅市街地開発法 による不動産登記に関 する政令	土地の所在図	昭和44年7月1日 蔵理第2710号	国有財産台帳附属図面講整基準 (改正)	国有財産土地台帳付属図	財務局
					※図面の保管場所は、作	、 表的な機関のみ掲示してあります。ま	た、閲覧制限をしている機関も	ありますのでご注意

昭和35年頃の沿革

参考文献 「北海道における地図・台帳等 制度の沿革」 日本土地家屋調査士会連合会 北海道ブロック協議会 「北海道における筆界の形成と地図」森山 彰(札幌法務局)

特集 ほっかいどう地図・境界シンポジウム2015 Part14

北海道における地図の特性

~土地の諸問題解決を考える~

早稲田大学教授。山野目 章夫

第二部講演「さまざまなる土地の肖像〈表示に関する登記の役割〉」



テーマは「さまざまなる土地の肖像」副題とい たしまして〈表示に関する登記の役割〉というこ とでお話をさせていただきます。

Q 1 「羽田空港がある場所は、国有地では ないのか?」

- (1) 表題部所有者である個人に対し訴訟を 提起することになる。国が所有権を取得した ことは、どのように説明されるか
- → ・収用 ・先占 ・時効取得 (2)表題部所有者に対し、どのような訴訟 を提起したらよいか
- → ・所有権の移転の登記手続をせよ
 - ・所有権の保存の登記手続をせよ
 - ・ 所有権を確認する

実は、羽田空港は明確な形で国有地にはなっておりません。複数の筆の土地の登記名義人や表題部所有者が民間人になっている。登記上、民間人の土地であるという表示がなされている土地が並んでおりまして、にもかかわらず国が空港として使っている。

今、裁判になっておりまして、国が、少なくとも現在においては所有者であることを明確にし、登記上も明確にしたいということで、登記名義人や表題部所有者などになっている民間人に対して、そのことを認めよという裁判が起こされまして、東京地方裁判所で係争中の現にホットな問題になっているお話です。

早速、(1)ですが、表題部所有者として民間 人である個人の名前が示されていて、権利部は開 設されていないという筆が、この中で大部分を占 めております。国はこの人たちを相手に訴訟を提 起しまして、国を名義人とするための所有権の登 記をするための手順に今着手しているということ をご紹介したとおりです。

ところで、国が所有権を取得したということは、 "収用、先占、時効取得"と三種類上がっていて どれでしょうか。一番手堅いのは時効取得であろ うと思います。長い間、使っているということが 根拠です。収用は、出来ないことはないですが、今、 国は収用しようとは考えていません。先占という のは、最初に使い始めた人のものになるという無 茶苦茶な話なのですが、このようなことはあり得 ません。収用は、出来るけれども話題になってい ないものですから△、先占は×で、時効取得は○ ということでお話が進んでいくことになるのだと 思います。

なぜ、国が時効取得を言わなければならないことになったのか、昭和20年、日本は連合国が発した日本国に対して降伏の条件を示した、国際的な外交宣言文書を受諾するという表明をしました。いわゆるポツダム宣言です。これに基づいて、連合国最高司令官マッカーサーに率いられた連合軍が日本に進駐してきました。占領が続いている間、マッカーサーは、日本のあらゆる国法、国の機関・権威の上に存在するものでして、マッカー

サー率いる占領軍は、接収ということをして、日本のいろいろな土地、財産を使いたいので、こちらに渡せということを言いました。連合国最高司令官は、根拠法がなくてもあらゆる権威に上回るものであって、彼がそうしろと言ったものは、そうなるというのが接収だったのです。アメリカの軍用機が東京都に飛んできて、離着陸する便利な空港用地がほしいので、始まったのが羽田飛行場です。



そうして、民間人の方を追い出して使用が始まったのですが、占領はやがて終わります。占領が終わった後、事実上の使用が国に移管されて、その後、最初の運輸省、現在の国土交通省が管理を続けている空港として、現況は空港の敷地として使用されているという状態です。極めて長期間にわたって国が使用してきていますので、何かを言っていくとしたら時効取得だろうと思います。

それを確かめた上で、その次の(2)ですが、 その表題部所有者になっている人に対して、どう いう訴訟を提起したらいいのでしょうか。

登記簿の権利部が設けられていなく、表題部所有者が示されている状態のときに、表題部所有者として示されていない人が、時効取得をしたと主張して、権利部甲区の最初の所に所有権の保存の登記で、国を登記名義人とする登記を実現するためには、どのような裁判を起こさなければいけないか。

"所有権移転登記手続きをせよ"という判決を求めて、持って行っても受理してよいというのが法務局の取扱いですので、あり得ない話ではありませんから△にしておこうと思います。現に表題部所有者になっているので、いきなり所有権移転登記手続きをすることは出来ないことはないのですが、できれば、"所有権を確認する"という判決をとってほしいと思います。そうすると、法令上の根拠で、不動産登記法74条1項2号の規定がありまして、所有権を証する判決を持って行ったことになりますので受理してもらえます。"所有

権の保存の登記手続きをせよ"というのは、この 局面では全くおかしなものですから \times です。前か ら \triangle 、 \times 、 \bigcirc となります。

ひとつここでお話をしておきたいことがあります。私の後ろに「北海道の地図の特性」という、本日のこのシンポジウムの第1部と第2部を通じての共通の主題が掲げられております。

北海道の地図、更にはもう少し広く言って表示に関する登記をめぐる諸問題というのは、本州、四国、九州とは異なるところがたくさんあります。だから特性なのです。北海道のことが分かっても、北海道の特性だとは言えないわけです。本州、四国、九州と同じということになれば、論理的には特性を言ったわけにはならないわけです。第1部と第2部がセットになって、「ああ、特性」と得心していただけるものと思います。

Q2「表題部所有者が誰他何名と記録され ている土地の所有権の保存の登記 は、どのようにしたらよいか?」

- (1) 一人を被告とする判決でよいか
- → ・よい ・だめ
 - それでよいとされる場合がある
- (2) その一人が弁論に欠席したらどうなるか

これは、北海道にはあまりないのではないで しょうか。本州、四国、九州にはこれが珍しくは ないのです。こういう違い、コントラストが起こ るのは、明治の土地台帳以来の歴史の違いがある からです。本州、四国、九州におきましては、地 租改正を明治政府が実施した時点で、既に現況に おいて筆が分かれていました。そのとき初めて土 地の所有権という制度が入ったのですから、土地 を持っていて使っている人が現にいました。北海 道のように後から植民して開拓、開墾して、新し く人が入っていったのではありません。そこにい た人たちを、基本的に明治新政府が所有者として 扱い地券を渡して、地券の制度が土地台帳の制度 に代えられた後、土地台帳に名前が所有者として 記録され、それがやがて、今日の不動産登記簿の 表題部所有者になっています。その流れ自体は特 に問題はないのですが、しかし、本州、四国、九 州でしばしば見られた事象として、一筆の土地に たくさんの所有者がいるというケースが珍しくあ りません。農村共同体で埋め尽くされている状態 で明治国家日本というのは始まりました。一つの土地を村のみんなで持っている土地は珍しくなかったわけです。権利者は誰ですかと聞かれたら、20人とか30人の名前が挙がるわけです。そのときに、名前を挙げて、全部書き込めばいいのではないかと。今日の不動産登記簿というのは、登記事項証明書という紙が出てくるのですが、あれは登記簿ではないのです。登記簿に書いてある内容をプリントしたものなのです。データで作られているものを登記簿というのが今の制度の理解、データというのは便利で空間が無限なのです。

ところが、明治初年に我々の明治の先輩たちが 作った土地台帳は紙に作っていました。紙という のは、残念ながら物理的制約があります。村長の 名前を書いて、他は共有者氏名票という一覧表を 作りまして、後ろの方にとじこむことにして、共 有者氏名票という制度がこのようにして発足し、 誰他何名と書いてあっても分かるようになってい たと思われます。

ところが、今日に至って、他何名の人たちが誰 であるかが分からない状態になっている土地がた くさんあります。結局、誰他何名と書かれた誰し かわからないという状態です。土地台帳は最初、 国の税金を取り立てる政府のセクションの下に置 かれていました。けれども、ある時点で法務局・ 地方法務局の不動産登記を扱うセクションに移さ れます。その後、現在のように登記の内容をデー タ化するという作業が行われます。これを法務局・ 地方法務局では改製という言葉で呼びます。土地 台帳から改製までの歴史の中で、どの時点で、共 有者氏名票が無くされたか分かりません。けれど も、どこかで無くなっていて、今日探しても、結 局、他何名の人たちが具体的には誰であるか分か らないという土地が生じます。困ったことに岩手 県、宮城県、福島県の沿岸部に少なくありません。 そのことが何を問題とするか、今日まで、そうい う状況で放っておかれた土地とは、一言でいうと 見向きもされなかった土地です。概ね、宮城、岩 手、福島3県の沿岸部の少し標高の高い所にある 土地なのです。多分、2011年3月11日がなければ、 今後も見向きもされない、雑木林や草原の状態で 21世紀も過ぎていったのだろうと思います。地目 でいうと山林、原野、墓地のいずれかになってい るケースがとても多いです。そういう土地を、復 興事業をしている地方公共団体が買収し、そこに 災害復興住宅を造らなければいけない。簡単に言

うと高台移転なのですが、適地がそこに並んでいるわけです。

地方公共団体などの事業主体は最終的には自分 の所有権の登記名義にした上で買収をしたいので す。普通の所有権の移転の登記をしなければなり ません。所有権の移転の登記をする前提として、 今、表題部所有者として示されている状態を、一 旦、時効なりで現在所有しているとみられる人の 名義に直した上で、事業主体に所有権の移転の登 記をしなければいけません。名前が一人だけ書い てあるような場合には、その人又は亡くなってい る場合にはその方の相続人を探して所有権の移転 の登記をする、あるいは所有権の保存の登記をす ればいいのですが、他何名と書かれたのでは、手 続きを進めることに大変な困難が生じます。これ が今被災地で起こっている大問題です。このため に、仮設住宅から高台に移転して災害復興住宅に 移り住んで頂く人たちが、いつまでたっても足踏 みをしているという状態が見られます。もちろん 唯一の原因ではありません。復興事業の遅れとい うのは複合的に様々な要因がありますから、この 問題だけではないのですが、思ってもいなかった この問題が立ちはだかっているという例は少なく ありません。

東日本大震災と土地家屋調査士実務をめぐる法的諸問題

出席者 (50金順)

上地家屋調查士 五十嵐欽哉 土地家屋調查士 菅原 唯夫 上地家屋調查士 鈴木 修 早稲田大学教授 山野目章夫(司会)

※ 本庫或金は、平成23年11月9日に開催された。 なお、本庫被会中、意見にわたる部分は出席者らの個人的見解であり、出席者らの属する組織等の 見解を示すものではない。 (編集部)

经对外的基础证明的外的数据证

山野目 岩手県、宮城県、そして福島県の3 単 接会の会長におかれましては、2011年5 月11日 このかた、それぞれの土地の事情に即して単位 会を率いられて、本日まで様々な常園会なさっ てこられたし、現にしておられることと思いま す。そのような人変お任しい中、本日はご参集 いただきまして、誠にありかとうございます。 不日は、東日本大賀県と近ぶに関する6記の副 後、東に土地条駅調発土の副皮ということを主 題として、越路会を催させていただきます。

 と考えますから、どうぞよろしくお願い申し上げます。

はじめに、変異の年がもう容れていこうとしている時期になりますけれども、各地ないした 単位会の状況をごらんになって、どのようなことをお感じになっておられるかというようなことを自己紹介を兼ね、お話をいただければと考 ますよ。

えます。 車地プロック協議会と行手限の土地家属素企上 会の最美をしております信仰でございます。並 他にお願りをでせいただきますれました。 日の廃議会は、役職で話すというよりも個人的 を発出か多くなることもあると思いますので、 お離れを解したいと思っておりません。

217

登記情報603号 2012. 2

阪神・淡路大変災とはやはり造って、沖液で上 付を残して、上物は鉱出しておりますので、前 深島にはしたが残ったという格がになら、連発 概についても、残っているところがあります。 七台から流出した建物の位置、形状が分かるも のですから、ある程度域けたところも、ここが 境界点であろうという位置は分かるようです。 ただ、残金なことに、自合体では、10日ごから とで拡張しておりますので、土や截去を始めて とでは、後しなことに、自合体のは、10日ごから とでは、機しておりますので、土や截去を始めて な着鬼も易をあります。そのは、残った境 界点が取り除かれてしまうという可能性があり ますし、土付によって境界点の位置対域も無し いものがあると、そういうかうに感じておりま いものがあると、そういうかうに感じておりま

山野目 わかりました。ただ今、境界及び境界 機能について、音楽さんが6円間境程をいただ きました。お話を伺っておりますと、鬼邪その ものをどういうふうに考えていったらいいかと いう問題と、それを高湿と境界を見定めるため の境界機識の保存や確保について、どのような 関節があるかという問題とと、ひとまず切り分 けて議論していただいたわがよろしいと感じま した。まず、境界そのものについての議論を何 うことにいたじましょう。

第末 まず、阪神・淡路人環災のときに出た水 平地変強強の考え方がございます。今年の震災 においてもこれを強慢するという対針が用いいます。原則はそれ以外のものは、個えばがけ新 れ等の助所的な部分に関しては、深年は移動しないという考え方です。ただ実際に、現場は 行ってみますと、複妙に各等度点の相対位置が 適いているということが放送されます。これに ついて、実際に水学科動の考え方だけでは繋が できない問題がありますし、均所的な金融とい うことで当合けられるわけではないという問題 があります。たぶんこれから近半的な問題がな じるが唯性があると考えています。売れ、10月 26日、前に特別しばいるというでは 26日、他に体験とい 5日また。



麻酔会

でまっ、から2 に 打し野日草大 2004年4月上り別級。 生書に「物権法」(日本野貨 社)、「不動産記記」(商本法制)、財団法人NHK 新修センター理事、民事法務と野財会、日本社 家屋限主会議会会総配。周土書編令的別委員、エ クス・マルセイユ第三大学客員教授(2003年3月、 2006年3月。

記も認めるという同答をいただいたところでご がいませ

はいます。 助野国 ありがとうございます。今、鈴木さん のお話にもありましたし、このフィールドの専 門家の間では実有されていることでありますけ れじち、阪神・波路人提供に関して近待省から 先所が用されています。「民庫結府商庫会によ も一種の水甲酸を敷むと低の取扱いについて (平成7年3月29日民事中第258時代末年長月 等、代勢附集通順の役割)」でございまして、こ の大門通道は、及壁は、兵庫保事権庫線保険 はしての地窓運動に作う等かの扱いというようには 出しが場げられておりまずけれども、しかし一 板の理解では、特に設神、法酷大坂東に限った ものではなくて、その後の火災害においては、 切じ考え方で筆界の開題を処することとされて まいりましたし、鈴木さんからお話があった。 気にして開発を関性といいことと、こ なっております。ただし、偏ましいことは、と なっております。ただし、偏ましいことは、

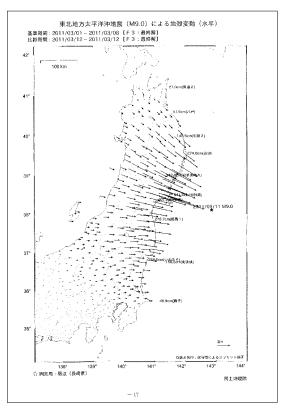
- 227

これから東海、東南海などのトラフが、大きな 地殻変動を起こして、津波を引き起こすような災 害が起こった場合には、同じような地獄絵がここ で展開し、そして登記の問題が邪魔をして、復興 災害住宅を造ることができないという問題が生じ る恐れがあります。今後、被災地になる可能性が ある将来の被災地にとっても、この問題は今の内 に手当てをしておかなければいけないということ になります。

(1)ですが、誰他何名と書いてあって誰という一人は載っていますので、この誰を相手に判決を取って、裁判所が所有権を確認すると言ってくれればいいのではないかと。平成10年に出されている民事局第三課長通知が、これまで先例として運用されておりまして、「一人を被告とする判決では無条件に良いとはいえない。」と考えられていますので、よいというのは×です。だめというのが○で、それでよいとされる場合があるというのも○。後の二つが○です。

他何名というのを全部探し出して訴えてくれということが、まず登記所の側が要請している第一原則です。他何名が、たまにわかることがあるのです。そこで見つかった共有者氏名票記載の人を、一旦表題部所有者として記録した上で、その30名を訴えるということになるのですが、それはかなり例外的なものです。結局、法務局の庁舎の中を

探しても見つからないということは大いにあります。それで、この平成10年の民事局第三課長通知は併せてこういうことも言っていて、「どうしても見つからない場合には、一人を被告とする判決でもよいが、判決の理由中で証拠により、時効によって現在所有者になっている人がこの人であるということが認定されている場合に、その判決を提出してされた所有権の保存の登記の申請は受理してよい。」ということになっています。証拠によって裁判所が実質的な判断で、所有権の所在を認定した判決を持ってきてくれれば、登記官は自信を持って、それが現在の所有者だと判断して権利部の所有権の登記をすることができるので、それならばいいですよというのが、民事局第三課長の通知の後段部分です。



東北地方太平洋沖地震による地殻変動

しかし、(2)のその一人の人を訴えてよいとされるときの一人が欠席したらどうなるのか、という問題があります。被告とされた人が最初の裁判の日に欠席すると、原告の言っていることを争わなかったと扱われるのです。これを、俗な言葉では欠席裁判と言っているのですが、そうすると、裁判所は、「被告欠席ですから、原告の主張の時効に関する各事実は証拠を検討するまでもなく、争いがなく確定できるので原告勝訴です。」とい

う判決を出すのです。判決を登記官の所に持って 行くと、登記官が、「平成10年通知で、判決の中 身で証拠によって実質的に認定されていなければ いけないとありますので、この欠席判決をお持ち いただいてされる所有権の保存の登記の申請は却 下します。」という処分をされて、結局、被災地 でこの局面に携わっている人たちは、登記所と裁 判所の間に挟まれるという憂き目をみるのです。 これで、また復興が進まないのです。今、一生懸 命やっている最中でありまして、次にまた機会が あったら、このように打開しましたとお話しでき るかもしれませんが、悩みがあるということを皆 さん方に共有して頂ければありがたいです。

Q3「表題部所有者が共有惣代誰と記録されている土地の所有権の保存の登記は、どのようにしたらよいか?」

- (1) このような土地は、どのようによばれるか
- → ・記名共有地・共有惣代地
- (2) 法令において、どのように規定されているか
- → ・記名共有地と同じに扱うことが定められている
 - ・どのような法制上の手当もされていない

これも、北海道は少ないと思います。本州、四 国、九州は表題部所有者に共有惣代誰と書いてあ る土地が間々あります。入会地(いりあいち)で あります。入会団体が持っていた土地について、 このような登記は今日では許されていません。今 日、共有惣代誰と名義人を記して申請をすると、 却下されるという違法な状態の登記記録なのです が、しかし、土地台帳にはこのように書かれてい たわけで、それを無理に削ることはできませんか ら、現在までこの共有惣代誰という記録が続いて いるという状態になっています。(1)でこのよ うな土地はどのように呼ばれるか、共有惣代地が ○です。それから記名共有地は×ではなくて△で す。人によって呼び方の概念が少しずつずれてい て、どちらが間違いだとは決められませんので、 (1)の問いの答えは、共有惣代地が○、記名共 有地が△にしておこうと思います。

(2) に行きますが、法令においてどのように規定されているか、記名共有地と同じに扱うこと

が法令で定められているは×で、どのような法制 上の手当てもされていないが○です。不動産登記 に関する法令の中に共有惣代地をどう扱うかとい うことについて、何の手当もされていないという 状況になっていて、これがまた岩手、宮城、福島 の3県に多く、被災地に作る国道や災害復興住宅 の高台移転の妨げになっています。仮設住宅から 動いて頂くための災害復興住宅を造るため、しば しば、この記名共有地や共有惣代地の問題が邪魔 をしているのです。それから、今、沿岸部に、宮 古から仙台まで沿岸部を突き抜ける幹線となる国 道を作ろうとしているのですが、用地を取得しよ うとすると、しばしば、誰他何名共有惣代誰とい うのが出てきます。あれは、国道ですから国土交 通省の直轄事業なのですが、その度に、国道建設 に当たっている人がその地元の司法書士や土地家 屋調査士に相談します。しかし、簡単にいかない ので、押し問答が続いて事案ごとに場合によって は解決し、場合によっては暗礁に乗り上げている という状況が見られます。実は、共有惣代地につ いては、はっきりとした法務省の出している先例 がありません。なぜ、共有惣代地は平成10年通知 が及ばないという問題が起こるのかというと、実 は、クイズの2で扱った誰他何名というのは、明 治の最初に土地台帳を作った時には他何名と書い てあり、この人たちは分かっていたのです。共有 者氏名票に一旦は書き込まれた人たちなのです。

ところが、クイズの3の入会地は、入会団体というか、村落である団体が持っていたので、初めから共有者氏名票に全員の名前は書かれていなかった可能性があります。初めから他何名ではなく、惣代に代表された村のような共同体が持っているという扱いになっていた可能性が高いのです。そうすると、背景、歴史が違うから同じに扱えないのではということで議論が続いています。

こういうことを見ながら、第1部のお話しと組み合わせてつらつら感じて頂きたいのです。つまり、北海道はフロンティアでした。フロンティアであったことの非常につらかった苦労、労苦、ダメージ、ストレスが一方にありますし、反面において、フロンティアであったことの魅力というか、苦労しなくて済んだこともあります。ちょうどそれと表裏の関係をなしています。本州、四国、九州には、歴史の重みがこのように重なっているという大変な問題があります。

- Q4「町内会の代表者であった個人が所有 権の登記名義人になっている土地 は、どうしたらよいか。町内会を所 有権の登記名義人とすることができ るか?」
- (1) 町内会が登記名義人になるために必要な手続は、何であるか
- → ・公証人の認証 ・市町村長の認可
- (2) 町内会を登記名義人とする登記でない手続としては、どのようなものが考えられるか
- → ・移転の登記
- ・抹消の登記
- ・ 更正の登記

町内会の代表者であった個人が所有権の登記名 義人になっている土地があります。何も肩書がついてなくて、個人の名前で登記されているのですが、実は、町内会が持っている土地や建物であることがあります。

(1)ですが、公証人の認証は×でして、市町村長の認可が○です。市町村長が、地方自治法が定める認可地縁団体というものの要件を満たしているという判断をして認可すると、その名義で登記をしてもらうことができます。ただ、その手続きがいつも使われるわけではありません。また、使うことができない場合もあります。できない場合に、町内会長が代わったので、別な人の名前に書き替えたいというときにどうするか、次の(2)でして、移転の登記が○、抹消の登記と更正の登記は×です。移転の登記で登記原因は委任の終了にする。今まで町内会長だった方に委任していたのが終了したので、新しい町内会長のところに委任の終了が原因で移転の登記をするということもあります。

もう一つご紹介していきたいことがあります。 町内会部落会又は連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令(昭和22年政 令第15号)です。昭和22年の段階で存在していた町内会で、この政令によって解散を命じられたものは、解散により不動産を所有することはできません。これによって解散させられた町内会などの持っていた不動産は、基本的には市町村に帰属するとされています。客観的にはそうなっているのですが、現在でもこの昭和20年頃の町内会名義のままになっているものがあります。本当は市町村が嘱託をして市町村の名義に代えて頂かなければ いけませんが、放置されている例があります。私、法務省と国土交通省に対して、市町村に、嘱託をしっかり励行するように促してほしいということをお願いしている途上でして、何のためかと言うと、これも被災地にあるのですが、町内会名義の土地で高台移転の妨害になっていますので、はっきり市町村の名義にした上で、その後の手順を進めて頂きたいというお願いをしなければなりません。

Q5「多数の個人が所有権の登記名義人に なっている土地は、町内会を所有権 の登記名義人とする登記をすること ができるか?」

町内会が登記名義人になる手続をする場合 において、どのような手順が必要であるか

- → ・登記官の実質審査
 - ・ 市町村長の証明

当時あった町内会は法的には全部解散させられるのですが、民主化の歩みの中で今日われわれが見ている町内会というのが育ってくるわけです。回覧板回しますみたいな町内会、皆さんの町内にもあると思うのですが、町内会が不動産を持っていることがありうるのです。認可地縁団体の手続をして、町内会の名義にしてくれているといいのですが、しばしば、町内会長と副会長三人の名義のまま放っておかれることがあります。これも被災地その他本州、四国、九州で見かけます。理論上、北海道にもありますから、北海道にもし大災害がやってきたときには、そこの復興のために邪魔になりますので、今の内にできれば正しておいていかなければいけない事柄なのです。

それについて不動産登記法の通常の手続を使うと、この町内会が原告になって、昔々の町内会長や副会長を相手取って所有権確認の判決をとれば、所有権の保存の登記をしてもらえるのですが、著しく困難な手続きになります。これがまた被災地復興を妨げているという議論が出てきて、これに対して政府は放置することが出来ないという判断をして、昨年の国会で地方自治法を改正しました。

町内会が登記名義人になる登記をするのにどういう手順が必要かという問いに対しまして、登記官の実質審査というのは×でして、市町村長の証

明が○です。市町村長が、あの土地は町内会の関係者の名義で登記されているとみられるが、その後、町内会が10年以上平穏かつ公然に占有してきている事実が認められるという証明を出すと、それを登記官に提出すれば町内会名義で、認可地縁団体名義で登記をするという手続きが整備されました。ですから、実質判断を市町村が調べて市町村長が証明し、証明の結果を登記官に出すと登記所の方で処理するという手順になりました。

Q6「字または大字が表題部所有者として 記録されている土地は、どのように したらよいか?」

- (1) 考えられる登記の手続は、何であるか
- → ・表題部所有者の変更の登記
 - ・ 所有権の保存の登記
- (2) 所有権の保存の登記をする場合はだれ が所有権の登記名義人となるか
- → ・市町村 ・財産区
 - ・団体たる集落
 - ・団体たる集落の代表者

字何や大字何という表題部所有者としての記録 がされている土地があります。表題部所有者とし て示されていて所有権の登記がされていません。 (1)、表題部所有者の変更の登記というのは×、 所有権の保存の登記が○でして、これがまた、現 に見かけるものでは、被災地で国道や高台移転の 用地に字何や大字何という名義になっている土地 があります。(2)ですが、字、大字というのは 市町村の一部であって市町村そのものではありま せんので×です。次が一番推奨される答なのです が、市町村の一部で財産を持っているものは"財 産区"と地方自治法で呼ばれておりまして、財産 区が○です。災害がやって来ると大変なので、今 の内にやっておいていただきたいと望みます。そ れから、団体たる集落というのは×です。団体の 名前で登記をすることは、現在の登記実務上では 許されていません。それから、団体の集落の代表 者は△です。△にしたのは、団体の集落の代表者 と肩書きを付けるのは受理しないというのが現在 の登記実務の扱いですので、代表者だけれども、 肩書きを付けないで名前だけで出していただけれ ば、通らないことはないと思われますが、あまり 推奨しませんので、財産区何というように直して

いただくようお願いしたいと思います。

ここまで振り返ってみて、数は多くないかもしれないですが、北海道においても存在し、将来災害がやって来たときには、今の内から見ておく必要があると感じられる問題でして、こういうものを、皆さん方がそれぞれお住いの土地、街並みの中で見かけたら、これは果たしてどういうものなのかとお悩みいただければ、今日、お話ししたことの意義が大いにあるのではないかと思います。

Q7「海水が冠した土地は、どのように考 えたらよいか?」

- (1) 土地の滅失の登記は、しなければならないか
- → ・しなければならない ・場合による
- (2) 土地の上に所在する建物は、どうなるか
- → ・滅失した ・滅失しない

岩手、宮城、福島3県の沿岸部に大量の海水が押し寄せました。その海水は引いて行ったのですが、海水が引かなかった所もあります。その土地はどうなるのでしょうかという問題です。

(1)土地の滅失の登記はしなければならないか。しなければならない○、場合によるも○、どちらも○で行きましょう。登記実務上は次のように考えられています。海水が冠した状態が恒常的、恒久的になったと認められる土地は、登記の対象ではない滅失した土地であると考えられますので、滅失登記をしなければなりません。しかし、登記先例に、昭和36年の民事局長回答というのがあって、海水に冠する状態が一時的にとどまる場合は、滅失の登記をすることを適当としないという見解が同時に出されています。被災地に行くと、まだそこが結構水浸しになっているわけです。一筆一筆見て歩いて、この水浸しは恒常的で土地が滅失したのか、一時的なのかを判断しなくてはいけないのです。

土地の滅失の登記は、土地の名義人に申請義務がありますが、避難所に行って名義人に申請義務がありますと言えるはずないのです。実は、不動産登記法の中に表示に関する登記は登記官が職権ですることができるという規定があります。この局面は、滅失の登記を職権ですることになりますが、被災地を全部自らの足で見て回ることはできません。登記官はマンパワーに限りがあるのです。

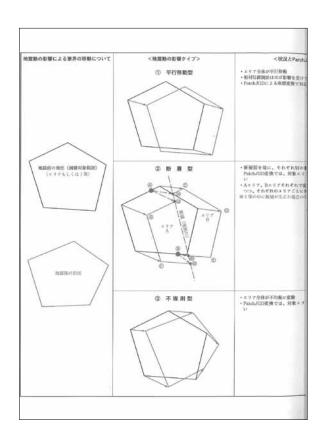
それでどうするかというと、公共嘱託登記を受託する土地家屋調査士の団体に委託をして、土地家屋調査士に沿岸部を見てもらうのです。沿岸部で見るのは土地の海水の問題だけではありません。特に防潮堤の外側の建造物はガタガタに壊れています。土地家屋調査士は、一つ一つ、海水に没したのが恒常的か一時的なのかを判断します。それからもっと難しいのが建物の方です。建造物一個ごと、建物であり続けているかどうかに悩んで判断をします。思い起こしていただきたいのですが、その土地家屋調査士の方自身も被災者です。家族や友人を失ったり、自らが避難したりどこか違う所に住まいを移したりする状態の中でその仕事をしているのですが、それが、土地家屋調査士に社会が託した仕事であるということです。

Q8「国土地理院の再測量により新しい基準点測量成果が公表されている場合 において、分筆の登記は、どのよう にしてするか?」

- (1)新しい基準点測量成果に基づいて地積 測量図を作成する場合において、どのような 問題があるか
- → どのような問題もない。それを添付して申請することでよい。
- (2) 従来の測量成果に基づく地積測量図を 用いて登記申請しようとする場合において、 どのような問題があるか
- → 点検測量を要する。

今回は最大で5メートル動いています。5メートル動いたら筆界の形相が変わってしまいます。(1)でご紹介しているとおり、新しい基準点成果に基づいて作成したということが地積測量図に示されていれば、どのような問題もありません。これは震災直後の平成23年の民事二課長通知で新しい基準点成果を使用することが指示されています。それから、(2)従前の測量成果に基づいて、地積測量図を用いて登記申請をしようとする場合、どのような問題があるか。大いに問題があります。これは基本的に使用しないでいただくということであり、どうしても事情があって使用する場合には点検測量をすることが求められています。点検測量と言うのですが、放射線量が高くて入ってはいけないところがあるのです。そこはも

う点検測量もできないということになります。そういう地域は、だんだん狭くなってきましたが、いかなる分筆、合筆その他の申請がされても、全部、実地調査に符合しないという不動産登記法第25条11号の類推によって、却下するという取扱いが被災地で行われています。



Q9「同一の場所について重複する地番が 与えられている場合は、どうしたら よいか?」

- (1) この事象が広がりをもって認知される 事態は、ニックネームで何と呼ばれるか
- (2) その解決に適する事業または手続は、 何であるか
- → 地籍調査
 - 登記所備付地図作成事業
 - 筆界特定
 - 都市再生街区基本調査

多分、北海道はあまりないですよね。(1)、土地家屋調査士と登記所の世界では"地図混"と呼ばれています。地図混乱地域の省略なのですが、典型的なのは、同じ場所に地番が複数ついている。これは、本州、四国、九州はいたるところにあり、

直すのは大変な仕事です。(2)ですが、地籍調査△です。やって頂くのなら苦労がありますが、使って使えないことはありませんので△です。次の"登記所備付地図作成作業"が○です。これが一番この状態に適するものでして、法務局の方にやって頂くしかありません。その次の筆界特定は×です。こういうときに筆界特定は使えないと法律解釈されています。筆界特定は、筆界が明らかでないときの紛争解決にしか使えません。都市再生街区基本調査も×です。この場合に適するものではありません。前から△、○、×、×となります。

今日、地図の問題と登記の問題について、まだ 北海道は幸いにしてそういうことに直面する大き な災害はありませんが、将来起こることまで先駆 けて心配しながら、現に東北で起こっていること について共に悩んでくださいというお話しをして きました。

不動産登記制度というのは、うまく行かなかっ たというか、邪魔している問題もたくさんあるの ですが、実は、気づいて頂きたいことがあります。 あれだけの振動によって沿岸部のいろいろなもの が破壊され、そして、法務局・地方法務局の庁舎 も相当のダメージを受けているわけです。あれだ けの事象に、不動産登記に関わる広い意味での組 織がダメージに遭遇したにもかかわらず、登記記 録や地図等の図面情報は1件も失われていないの です。不動産登記制度は、制度構築の事前準備の 積み重ねによって、そのことだけ言えばあの震災 を克服することに成功したのです。もし、津波に 飲み込まれて登記簿を失い、また、データを消失 したということになったら、今日、お話ししてい る問題では済まない。もっと、極めて重大な問題 にぶつかっていたはずなのですが、それを起こさ ずに耐え抜いたのです。克服してきた事、うまく 行かなかった事、どちらもありますが、引き続き 私たちは一生懸命やっていくしかないのだろうと 思います。

Q 10「北海道は、地籍調査が進んでいないと述べる人がいるが、どのように応えることがよいか?」



乙川室長 (左)

山野目教授

第1部のお話しを思い出してください。北海道の地籍調査が進んでないことはないのです。それは、国土調査法が定める地籍調査という名前でされなかっただけであって、土地連絡図と呼ぶか土地整理図と呼ぶかは各期によって違いますが、我が国で最初の座標を用いた地図を面的な広がりをもって作った先達こそがこの場所なのです。

そのことを、今日は確認する良い機会だったの ではないでしょうか。役所の審議会の席に、各都 道府県の地籍調査の進捗度という統計が出るので す。どうしても北海道から並んでいくわけです。 上に書いてある北海道が国土調査法施行後の地籍 調査の進捗率の数字だけ見るとそんなに高くない ので、下の方をよく見ないで、北海道がねという のは誤りです。当然、土地連絡図や土地整理図と いう知識をその方々に紹介していかなければいけ ません。それから、京都は、地籍調査はされてい ないのですが、京都御所の周りの所に、今日の言 葉でいう官民界に当たるところに石が埋め込んで あり、それを葛石(かずらいし)と呼ぶのです。 御所の周り一条、二条、三条辺りは、今日でも土 地家屋調査士が復元確認をするのに、この石を頼 りにして実務が行われていたりします。第1部の お話のように土地家屋調査土法25条第2項に云 う、各地方の慣習を大切にしながら、今後も仕事 をしていって頂くというのは、土地の事情を見な がら一つ一つ正確な知識をもってやっていかなけ ればいけない部分があり、表面的な数字のことだ けではなく、丁寧に見ていかなければいけない。 本日はそのことを本州、四国、九州と比較して改 めて確かめて頂く機会になりましたし、土地の状 況と向かい合っている土地家屋調査士というもの の仕事を、ご来臨頂いた一般の皆様方にとって

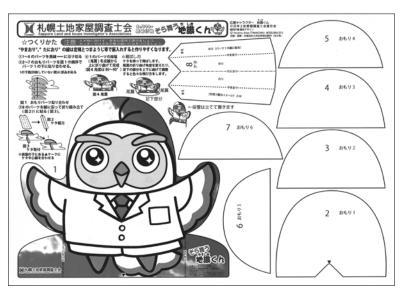
は、今日改めてお見知りおきをいただくチャンスになったのではないかと信じます。

皆様方のご清聴に深く御礼申し上げます。どう もありがとうございました。

参考文献 P25・P26 「月刊登記情報 603号 2012. 2」座談会より 株式会社きんざい P26・P30 東日本大震災.東京電力福島第一原子力発電所事故記録誌 「明日に向かって」宮城県土地家屋調査士会・福島県土地家屋調査士会 岩手県土地家屋調査士会

☆ 札幌土地家屋調査士会広報グッズの新しい仲間 ☆

新人の「そら舞う地識くん」です。 ボクは紙飛行機になってPR活動をしますので、 よろしくね!





会員特別寄稿

写真測量って聞いたことありますか? UAVを利用した写真測量

札幌中央支部 菅原 巧

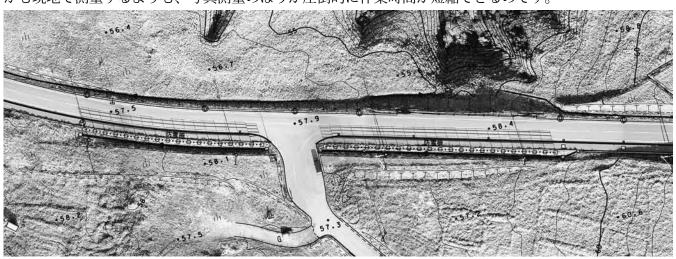
写真測量って聞いたことがあるでしょうか?

写真測量とは簡単に言うと、航空機から撮影した写真を使用して、図化機という機械で現況図を作成することです。調査士の一次試験が免除になる、測量士補の受験をされた方なら何となく記憶に残ってるかも知れませんが、「パスポイント」とか、「タイポイント」だとか、「オーバーラップ」がどうのこうのとか…。わけのわからない問題ばかりで覚えるのに苦労されたのではないでしょうか?

そんな敬遠されがち? な写真測量を私は27年間も続けてまいりました。

あまり知られていないことかもしれませんが、国土地理院発行の 1/25,000の地形図などは、写真測量で作成されているのです(1/50,000はそれを編纂したものです)。その他にも、1/2,500の都市計画図なども写真測量で作成されています。低い高度から撮影した写真を使用すれば、1/1,000とか、1/500の大縮尺の現況図まで作れてしまうのです。

えっ? 写真からそんなことできるの? と思われがちですが、図化機を使用すれば可能なのです。しかも現地で測量するよりも、写真測量のほうが圧倒的に作業時間が短縮できるのです。



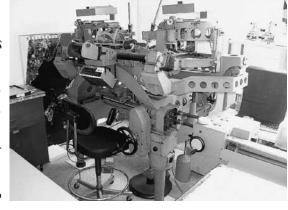
そんな便利な写真測量なのに、残念ながらまったく普及していないのが現状です。

なぜ普及しないのか? まず第一に、図化機がとても高額なのが原因です。今はデジタルになり、図化機自体がパソコンと変化したため多少安くはなりましたが、昔はアナログ図化機といって、生の大きな写真(23cm×23cm)を使用していたのです。デカい・重い・値段は数千万円…。※掲載画像は、私が昔使

用していたアナログ図化機と同じものです

その次に普及しない原因なのが、図化機を操作する人間が 育たないということです。図化機で写真を見ると、写真が3 Dに見えるのです。チョット大袈裟かも知れませんが、まる で空を飛んでいるみたいな感覚になるのです。3Dで見える からこそ、等高線なんかも描けてしまうのです。

でも当然、写真には等高線なんて写っているわけないですよね? 不思議に思われるかも知れませんが、経験を積むことで見えない等高線が描けるようになってしまうのです。あ



る意味、職人芸ですね。

図化機を操作する人のことを「オペレーター」と言いますが、一人前のオペレーターになるまでに数ヶ月から一年以上かかります(個人差もありますが)。私の場合ですが、一人前になるまでベテランの人に弟子入りするような環境で、毎日ひたすら訓練させられたのです。目を凝らしての訓練なので、慣れるまでに気分が悪くなったり、極度に視力が落ちたりするのです(個人差もありますが)。ですから周りには途中で挫折した人も少なくありませんでした。忍耐力、それに向き・不向きもあるのです…。

もうひとつ普及しない原因なのが、撮影の金額が高いということです。当然、撮影は外注になりますが、一回の撮影で、数十万円は請求されてしまうのです。セスナ機などの航空機の床に、わざわざ穴をあけて、数千万円もする特殊なカメラを強引に載せてしまうのですから、撮影の金額も高くなるっていうのは当然かも知れませんが…。

といったことが原因で、写真測量ができるようになるまでには、あまりにもコストが掛かり過ぎるのです。普及しないのは当たり前の話だったのです…。

そんな一風変わった写真測量ですが、ここ数年、業務が激減してしまいました。

思いもよらない事態になったのです。私は写真測量専門の測量会社を経営しており、設立から8年目になりますが、なんと3年連続で赤字を出してしまったのです。人を一人雇っていたので、これはマズイぞっ!! という状況になってしまったのです。

そんな時に「UAV」に目を付けたのです。今、話題になっている「ドローン」というやつですね。(個人的にドローンという名称が嫌いなので UAV とさせていただきます)

ひょっとして、これにカメラを付けて撮影ができれば? と思ったのです。もし自社で撮影ができるようになれば、赤字挽回のキッカケになることは間違いないと思ったのです。

そこで相棒と相談した結果、ダメ元でやってみようじゃないか! となったのです。

でも、そう簡単なことではなかったのです。様々な壁に当たることになるのです…。

そもそも操縦ができないでしょ…。どうしよう…。

色々と調べたあげく、パソコンのソフトでラジコンへリのシュミレーターがあることがわかったのです。 さっそく購入し、ラジコンへリの操縦の訓練から始めたのです。

ですが、パソコンのモニターの中で離陸したとたん、ほんの数秒で墜落したのです。予想以上に操縦が難しかったのです。

その後、何百機と墜落させてしまうことになるのですが…。

でも私はその後、シュミレーターにすっかりとハマッテしまい、本物のラジコンへリコプターを購入して、意味のない?背面飛行ができるくらいにまで腕を上げてしまいました(余談ですが)。

操縦に自信がついたところで安くて(10万円以下)小さな UAV を購入し、超小型の安価なカメラを付けて、色々な地形などを撮影してみました。

しかし、写真測量をするのには、図化機に対応したカメラが必要になります。それに対応できる大型の機体が必要になり、しかも、ある程度一定の高度で直線に移動し、連続して写真が撮影できることが必要不可欠になるのです。カメラの種類・レンズによっても違いがありますが、最低でも100m以上の高さから撮影した写真でなければ使い物にならなかったのです。

手動で操縦するのには限界であることを感じました…。

そこでネットで調べた結果、GPS を乗せた機体が販売しており、なんと、自動で指示したルートを飛ん

● 土地家屋調査士 ●

でくれるらしいのです。でも異常に値段が高い…。買っても墜落したらおしまいだし…。はたして、ホントにそんなことができるのだろうか…。

だったら組み立ててみようじゃないか!となったのです。

もともと、ラジコンのノウハウが無かった相棒がネットで調べ出し、モーター・プロペラ・フレーム・バッテリー・GPS・配線・意味不明な部品?? 等々を購入し、とうとう組み立ててしまったのです。相棒に指示されたとおりのハンダ付けだけは私がやりました(余談ですが)。市販されている3分の1程度の金額で完成させてしまったのです。

はたして本当に飛ぶのだろうか…。

半信半疑な気持ちで近くの山に持って行きました。そこでテスト飛行をしたところ、不思議な光景を目にしたのです。相棒が手動で離陸させた後に、送信機のスイッチを GPS モードに切り替えた瞬間、なんと、パソコンのグーグルマップ上で指示したとおりの位置に飛んで行き、十分な高さまで上がって方向転換したかと思うと、二つ目に指示した位置まで直線に移動し、きちんと帰ってきたのです! あの時の光景と感動は、きっと忘れることはないでしょう。

それ以降も、機体の振動で撮影した画像がブレてしまうのを無くしたり、飛行時間を稼ぐためにできるだけ軽量化したり等々、とにかく試行錯誤の連続でしたが、ようやく図化機で現況図を作成することができるようになったのです。

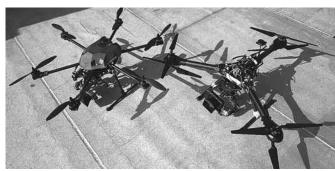
精度はどうなの? 一番肝心なところです。現況図としての精度が悪ければ、誰も利用したいとは思わないのです…。

でも、長年の写真測量の知識と経験を生かせることができた結果、位置は5cm以内、高さが5cm前後しか、現地で測量した結果と変わらなかったのです。

現地で測量して現況図を作成しなければならない作業を UAV で撮影し、写真測量で作成することが可能になったのです。しかも早く、安くです!

その結果、予想以上に業務の問い合わせが来るようになりました。まるで小さな航空機を所有した感じですね…。





昨今、UAV を悪用したり、墜落事故などが多発しているようですが、うまく利用すれば大変便利なアイテムであることは間違いないでしょう。今後 UAV を使用するにあたり、様々な飛行規制が掛かることは言うまでもありませんが、それに対応していかなければならない努力が必要になると思います。

最後に、今まで影の薄かった? 写真測量ですが、UAVのような最新の技術を活用することで、もっと身近な存在になってくれることを期待しております。また、大変便利な測量方法の一つであることを理解していただけると幸いです。

※掲載画像の中で大型のプロッターがありますが、この画像は香川県の土地家屋調査士である山上英司様のご厚意により、ホームページから拝借したものです。

これは伝えたーい!コラム

「UAVを利用した写真測量」のお話の末尾に画像の拝借掲載について触れておりますが、ここで、いただいたエピソードをご紹介いたしましょう。

執筆者である菅原会員から、あるホームページ で見つけた画像をぜひお借りして寄稿したいとの 申し出により、そのホームページにアクセスして 画像を確認しました。

その後、HPの主に連絡を取り快諾をいただき、 掲載にこぎつけております。

その主とは、香川県高松市に事務所を構え、香川県土地家屋調査士会 境界鑑定委員会委員長でもある山上英司先生です。

画像のあのスゴゴツイヤツは「WILD HEERBRUGG Stereo Plotter A8」であり以下、山上先生から頂いたお話を少々。

「当事務所の WILD A8は、オーストラリアの大学で使われておりましたが、高速道路の設計で需要のあった時代、列島改造に沸く日本へ渡って来ました。

全国各地の都市計画図を描き続け、高松市の下

水道図面の仕事が、最後の花道であったと聞いています。

境界鑑定に活かしたいとの思いで、出雲のコンサルから引継ぎ、最後の余生を四国の調査士事務所で過ごしています。

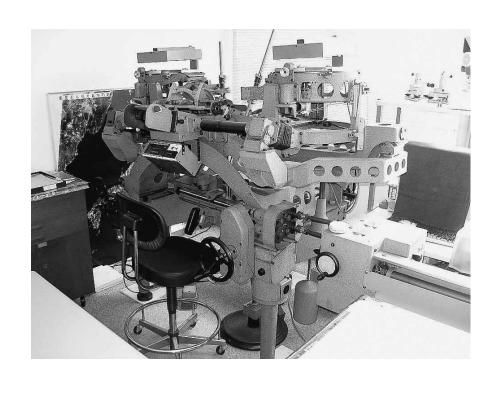
移設の際は、東京のサービス会社の方と、オペレーターに出張していただき、丁寧に設置したもので、完動状態です。

しかし現実には、当会で実施しています司法修 習生の研修に活躍したくらいで、今日のデジタル 化の時代には場所だけを取るいささか時代錯誤の 骨董品です。

こんなものでも、面白がって掲載してくれるのであれば、それは大いに嬉しいことです。

これが最後の活躍かもしれません、その雄姿を 堂々と掲載してやってください。

山上先生には突然のお願いににもかかわらず、 エピソードを交えた返信をいただき、この場を借 りて改めて感謝申し上げます…ということで大き い画像です!



北海道ブロック協議会による北海道への要望書

平成27年10月2日(金)日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会並びに、北海道ブロック土地家屋調査士会4会会長が、北海道庁を訪問し要望書を提出しました。これは、高橋はるみ北海道知事宛に、ひとつは「不動産の表示に関する登記を前提とした調査・測量業務」の適正な運用について、さらに「空家対策の推進に関する土地家屋調査士の活用」について、というものです。





辻泰弘北海道副知事 柿木道議

訪問団は、北海道ブロック協議会 辻雅巳会長をはじめ、札幌土地家屋調査士会 桑田毅会長、函館土地家屋調査士会 辰己伸次会長、釧路土地家屋調査士会 坂下直樹会長、日本土地家屋調査士会連合会 佐藤彰宣理事、札幌土地家屋調査士会 室田尚人副会長、高橋育照広報部長、全国土地家屋調査士政治連盟 阿部重雄副会長、札幌土地家屋調査士政治連盟 大場英彦会長、そしてこの要望書提出に大変なご尽力をいただいた北海道議会議員 柿木克弘氏でした。

最初に総務部に伺い、総務部次長兼行政改革局 長 林 信男氏、財産活用担当課長 船橋雅史氏 と面談し要望書を提出しました。続いて建設部を 訪れ、建築企画監 宮内孝氏、住宅局長 平向邦 夫氏、建築指導課長 椿谷敏雄氏と面談し要望書 を提出。最後に副知事室を訪れ辻泰弘北海道副知 事と面談しました。



辻ブロック会長

林信男氏



宮内孝氏

各担当者、副知事共に土地家屋調査士制度への 理解と今後の協力への展望について、たいへんご 理解をいただきました。

要望書の趣旨

「不動産の表示に関する登記を前提とした調査・ 測量業務」の適正な運用について

不動産の表示に関する登記を前提とした調査・測量業務は土地家屋調査士の専属業務であり、不動産登記法、土地家屋調査士法を遵守した適正な運用を図ること。

「空家対策の推進に関する土地家屋調査士の活 用」について

- 1 北海道が空家対策に関連する協議会等を立上 げる時には、土地家屋調査士を構成員に加えてい ただき、市町村が当該協議会等を立上げるときに は、土地家屋調査士を構成員に加えていただくよ うご指導をお願いいたします。
- 2 市町村から、空家対策に関して照会があった ときには、不動産の表示に関する登記及び土地境 界の専門家である土地家屋調査士を活用するよう ご助言をお願いいたします。

◎寄 附 講 座 開 催

平成27年9月9日、9月16日の両日「札幌工科専門学校」において、土地家屋調査士の資格、業務を紹介する寄附講座を実施しました。

受講人数は、環境土木工学科2年生12名、測量情報科15名と教室が満員となり、講師は昨年に引き続き小川副会長が務めました。第1回目は土地についての講座となっており、境界の話から売買の話まで、幅広い分野の知識を生かした内容であり、学生からの質問も飛び交い、大変有意義な時間となりました。

9日に引き続き、第2回目は建物をテーマに講座を行いました。

建物の工事の流れ、金融機関からの借り入れの 仕組み、建築中の建物の所有者等、限られた時間 の中で、若い方々にはわかりにくい建築の概要を 説明し、登記の必要性を解説しました。

また、土地家屋調査士の仕事の内容、団体、受験状況等も説明しました。

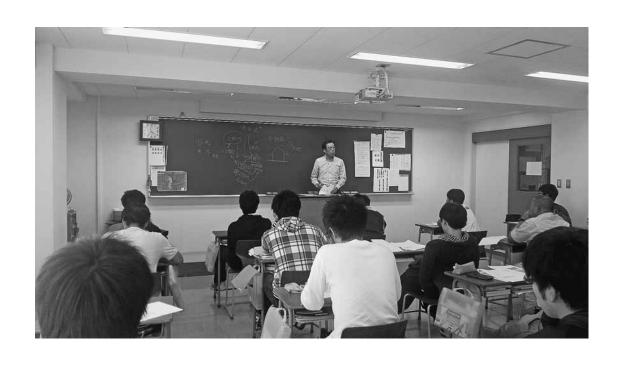
特に、収入面での話には多くの学生が関心を示していました。確かに魅力的な仕事には感じられたかもしれませんが、仕事の跡が将来に残る責任の重い仕事であることもしっかり伝えました。

また、社会に出た時には「時間を守れない人、 挨拶のできない人はダメだね。」と厳しい一言。

学生からは受かった後はどのように仕事を覚えるのか等、たくさんの質問がありました。この講座を受けた学生から受験生、そして、合格者が出て一緒に汗を流していただける方が出てくれるのではと将来に期待を持てる講座でした。

講座終了後にアンケートを行いましたがその一部をご紹介します。

- いろいろな資格が身近にあることがわかりました。
- ・法律を勉強してみたいと思うようになった。過去問がどのようなものなのかを見てみたかった。
- ・世の中の土地の登記の仕組みなど内容がわかり やすく興味を持つことはできました。また職業 的にも魅力的でした。しかし、合格率7%前後 という現実的な数値を聞いてしまうと、かなり の決心が必要だと思いました。
- ・試験は受けるつもりでいたので、頑張ろうと思いました。



司法書士・土地家屋調査士不在地域における登記相談会

法務局と資格者不在の市町村が連携して、地域の住民に対し登記無料相談会が実施されております。この政策はいわゆる法務行政過疎地域対策として、各自治体を会場として平成26年からスタートしているものです。

北海道においては、登記所数の減少、土地家屋 調査士数の減少、土地家屋調査士不在市町村の拡 大といった状況が生じています。各自治体におい ても、職員数の減少等により登記手続きに関する 知識・経験が継承されずに、嘱託手続きの委嘱も 難しいことから、今後公共工事計画等への影響が 懸念されております。

この状況が続くと登記行政が遠い存在となり登 記事件数の更なる減少を招き、制度を担う法務局、 土地家屋調査士制度の存続が難しくなることも考 えられます。

また、土地家屋調査士資格を有しない者による 非違行為を助長することにもなりかねません。 そこで地域住民、特に高齢者や過疎化地域の住民を中心に登記サービスの環境整備を図っていくもので、表示登記、相続登記等の登記制度のPR、土地家屋調査士制度のPRを推進しています。

平成26年度の相談会場は4カ所でしたが、本年は9カ所に増加しています。

札幌土地家屋調査士会は該当する地域の土地家 屋調査士と連携し、相談員として協働しておりま す。

また、法務局が提唱する不動産登記制度及び資格者制度に係わるQ&Aを、司法書士会と協力して13市町村の広報誌へ掲載しております。



東日本大震災から4年半後の岩手県沿岸部の現状

札幌土地家屋調査士青調会会長 小松直人

昨年度より札幌土地家屋調査士青調会では札幌司法書士会並びに札幌青年司法書士会に協力する形で、東日本大震災被災地の中で主に岩手県沿岸部における仮設住宅巡回相談として相談員を派遣して参りました。この事業は単年度で終わらせるべきものではないとの思いから、今年度も10月9日から10月11日の期間で当会より3名の相談員を派遣しました。また、この事業は当会の予算だけでは実現不可能であり、札幌土地家屋調査士会並びに三支部連合会からの助成金により実現しました。この場をお借りしてお礼申し上げます。



今回の派遣先は岩手県釜石市鵜住居(うのすまい)地区で、釜石市中心部より北へ約10kmの所に位置しております。釜石市のまちづくり計画によれば、鵜住居地区市街地は1m~3m(平均1.7m)程度の嵩上げ、水門と防波堤(標高14.5m)の整備、災害公営住宅を10か所に配置(集合80戸、戸建45戸)、2019年ラグビーワールドカップに向けたスポーツ拠点施設の整備等多岐にわたりますが、私たちが見た限りでは未だ道路整備もあまり進んでいない状態で、嵩上げについても地盤が固まるまで2~3年はかかるとのことでした。災害公営住宅の完成時期についても平成28年11月以降ということで、自主再建できない被災者は少なくともその時期まで仮設住宅での生活を強いられることになります。

そのような現状の中で私たちは札幌青年司法書 士会の4名と共に3チームに分かれて巡回相談を 行いました。鵜住居地区だけでも8か所(約500 戸)もの仮設住宅群があり、仮設住宅群間の移動 はレンタカーです。通常、人が住まないような場 所にも仮設住宅があり、当時の緊急性が見て伺えました。現在では空家になっている所も多く一軒 一軒ドアをノックしての巡回相談ですが、被災者 の方々は皆それぞれ色々な悩みを抱えており、将 来に不安を感じている方がほとんどでした。



今回の巡回相談では1日目143戸、2日目191戸、合計334戸を回りましたが、お話を聞くことができたのは約20~30件でその中で司法書士、土地家屋調査士として相談を受けたのは11件でした。土地家屋調査士が受けた相談は1件で、津波で流された家についてどのような登記手続きを行えば良いのかという内容のものでした。ほとんどの方が災害公営住宅への入居を希望しており、申し込みはしているが完成がまだ先なので仕方なく現在の仮設住宅に居住しているという状況です。

釜石市以外にも陸前高田市や大船渡市をレンタカーで見て回りましたが、こちらも工事が遅れており復興にはまだまだ時間がかかりそうな印象でした。われわれ土地家屋調査士が被災者の力になれることは少ないかもしれませんが、実際に被災地に赴き、被災者のお話を聞くと、普段テレビで見ている世界は現実のものであるということを痛感します。微力ながらもこの事業を次年度以降も継続できることを願っております。



◎「全国一斉 不動産表示登記無料相談会」



平成27年7月25日(土)第6回目となる「全国 一斉不動産表示登記無料相談会」が開催されまし た。

皆様はご存知のとおり **7月31日は土地家屋調査 士の日**ですが、毎年この日を前後して全国一斉に 開催されるこの相談会も 6 回を数えることになりました。

札幌土地家屋調査士会は昨年のアリオ札幌開催に引き続き本年は会場を「札幌駅前通地下広場 (通称:チ・カ・ホ) 憩いの空間 W-3」に設定し、 多くの市民に向け制度広報、無料相談を行いまし た。

札幌駅に直結し、駅前の商業施設にも連結されたこの空間には様々な人々が行き交い、またその人々を対象にしたイヴェント、キャンペーン、物販等のブースが軒?を連ねており、制度広報にはうってつけのスペースでした。



無料相談



いらっしゃいませ!

相談件数も例年より多く、時勢を反映して相続 がらみの土地の分筆や、年齢を考慮して土地境界 問題を自身の世代で解決しておきたい等、待って おりました!の相談が多数ありました。

◎住まいのインフォメーションフェアに出展

平成27年2月13日(金)、14日(土)の2日間、10時~18時 札幌駅前通地下歩行空間の北3条交差点広場等で開催の札幌商工会議所主催「住まいのインフォメーションフェア2015」に札幌土地家屋調査士会が出展しました。

この事業はビジネスマンや一般市民を対象に、 住宅・不動産に関する悩み・ニーズに応え、且つ 業界 P R を目的に、住宅・不動産関係企業や団体 の情報提供と、不動産に関わる相談会を催すもの です。

同広場には札幌土地家屋調査士会を中央に配し、不動産関連団体の公益社団法人北海道宅地建物取引業協会と公益社団法人全日本不動産協会北海道本部が両脇を固める配置となりました。



地下歩行空間という場所柄、人通りはかなり多く、たくさんの市民に立ち寄っていただきました。調査士会ブースには新作ポスター、パンフレット、のぼり、光波等を配置し「地面のボタンのなぞ」DVDの放映、「境界紛争ゼロ宣言!!」バナーの掲示、新作「そら舞う地識くん」紙飛行機を市民に配布し、土地家屋調査士の名称、制度のPRを展開し登記・境界の無料相談を受けました。



不動産関連ということで、先の両会から促されて当会ブースへ、或いはその逆もありと連携した対応が功を奏した出展で大きな収穫がありました。



◎北海道住まいと暮らしのフェアに出展



平成27年5月23日(土)・24日(日)の2日間、 札幌市東区栄町にある札幌市スポーツ交流施設コ ミュニティドーム(愛称つどーむ)において開催 された、北海道新聞社主催による「北海道住まい と暮らしのフェア2015」に札幌土地家屋調査士会 が出展をしました。

本イベントはライフスタイルの多様化や、安全・安心、健康、環境などへの高まりを受け、北海道における住宅関連産業の更なる活性化と良質かつ理想的な住環境の取得を目指す消費者との橋渡し役となるための、総合的な住宅関連情報の提供の場となることを目指して実施されたものです。

想定来場者数1万人のところ8,025人の来場がありました。

参加団体は44団体で建築・リフォーム関連、不 動産関連、住宅設備関連、金融関連、エネルギー 関連、札幌市、TV・ラジオ局等様々な業種団体



がブースを展開しました。



会場配布されたタブロイド版広告



札幌土地家屋調査士会はポスター掲示、パンフレット配布、広報グッズ配布、「地面のボタンのなぞ」「境界をさがせ!~3人の土地家屋調査士~」の放映、無料相談コーナーにより来場者に制度広報、名称のアピールを行いましたが、時代を反映して所有不動産の相続(分筆絡み)関係、売却関係の相談が多くありました。

また中には土地家屋調査士の業務を知りたい、 宅建業との違いを知りたいというものもあり、相 談担当は熱のこもった対応をしていました。



調査士会ブース



無料相談

2日間にわたるイベント中には北海道科学大学教授、一級建築士、ファイナンシャルプランナー等によるセミナーや仮面ライダー・ジバニャンショー、お笑いライブ、女性タレントのトークライブが次々と行われ、広い会場内には巨大なふわふわ滑り台、スーパーカーの展示もあり老若男女・世代ボーダーレスで「楽しめる&役立つ」というものでした。

◎「全国一斉 法務局休日相談所」に参加



平成27年10月4日(日)午前10時から法務局主催による全国一斉に実施される休日相談所が開催されました。

行政サービスの向上を図ることを目的として、 札幌法務局、札幌人権擁護委員連合会、札幌公証 人会、札幌司法書士会そして札幌土地家屋調査士 会が共催し相談員を務めました。

いずれも札幌法務局管内の本局他、岩見沢、滝川、室蘭、苫小牧、日高、小樽、倶知安の各支局を会場にして、地域住民の登記や人権、境界問題に関する悩み事の相談に対応しました。









ADR認定土地家屋調査士について

「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争」において、土地家屋調査士が「民間紛争解決手続(以下「ADR」という。)」の代理関係業務を行うためには、高度な倫理観、専門知識、素養が求められ、「信頼性の高い能力担保」を講じることが代理権付与の条件となっています。その能力担保のための措置が、

「土地家屋調査士特別研修」です。日本土地家屋 調査士会連合会では土地家屋調査士法第3条第2 項第1号に定める研修としてこれまで特別研修を 10回実施してきました。その結果、下記の土地家 屋調査士が特別研修を修了し、試験合格を果たし、 法務大臣の認定を受けて、ADR手続実施者とし て活躍しています。

特別研修認定調査士名簿(支部順)

※敬称略

札幌中央				札 幌 北			札幌東部			小 樽			苫 小 牧						
	氏 名		氏 名			氏 名		氏 名		氏 名		名							
大	場	英	彦	青	山		浩	阿	部	和	義	小	鷹	正	彦	小	Ш	和	紀
岡	嶋	吉	秋	浅	野	裕	士	泉	澤	誉	_	寺	林	正	純	酒	井	郁	夫
加	藤	俊力	7郎	阿	部	重	雄	梅	澤	義	男	彐	本	正	樹	佐	藤	史	典
神	田	忠	吉	糸	田	和	可	江][[博	之					高	橋	育	照
倉	岡	克	行	宇	井		紀	折	目	雅	良		岩 見	1 沢		田	中		稔
齊	藤	哲	治	大	田	広	人	桑	田		毅	小	Ш	勝	広	西	田	敏	之
佐	藤	光	子	Ш	上	宏	_	小	池	道	雄	織	田	英	彦				
嶋	田	智	史	菅	野	貞		小	西	英	樹	小	西	泰	人		室	蘭	
高	橋	悦	子	北	方	享	_	小	林	克	倫	鈴	木	英	嗣	伊	奈	信	也
富	樫	正	_	佐久	木	俊	明	榊	田		薫	田	牧	照	正	内	田	秀	昭
永	井	健	_	高	田	洋	人	竹	田	幸	雄	鴇	田	孝	之	梅	林	伸	充
中	島	宗	敬	橋	本	昌	樹	千	葉	真	吉					竹	内	直	芳
仲	村	雅	之	花	田	孝	文	中	田		賢		しり	べし		森		秀	樹
西		俊	行	松	原	勝	美	野	口	将	行	坂	井	宗	徳				
橋	本	宏	靖	山	﨑	清		平	岡	浩	成	佐	藤	銀岩	欠郎		恵	庭	
半	田		貢	横	内	寧	右	福	Ш	英	明					大	Щ	益	巳
深	見	実	男	横	Щ	英	世	本	間	彰	雄		日	高		神	林	健	_
本	名		淳					室	田	尚	人	棚	橋	克	人	澤	田	芳	孝
本	間	朗	久					門	馬	靖	倫					道	下	淳	_
松	浦	宏	和					藪		孝	雄					道	下	資	司
宮	前	貞	好					渡	邉	早夕	恵								
森	田	和	夫																

平成27年10月29日現在

以上88名

資格情報誌で土地家屋調査士の資格が クローズアップされました

株式会社リクルートホールディングス発行の資格取得専門誌「稼げる資格」2015年下半期版の〜法律・会計…ビジネスのプロフェッショナルになる〜分野で土地家屋調査士がピックアップされ、長崎県土地家屋調査士会の副会長をはじめ、合格者のお話が掲載されました。

次世代を担う方々が土地家屋調査士を目指すキッカケになることを願ってご紹介します。





編集後記 -

光陰矢の如く、あれから6年そして4年が経過しました。4年というのは東日本大震災です。本誌掲載の「ほっかいどう地図・境界シンポジウム2015」の中で、山野目先生が語られた被災地の現状、特に高台移転の障害となっている登記の課題は、報道から得られる情報にはやはり限界があり、登記や地図で飯を食っている私たちに一つの気づきを与えていただいたものでした。また青調会会長の報告のように復興にはまだ相当の期間を費やさなければならない事も、薄まってきた震災への思いをもう一度濃くする気づきになります。

6年というのは、当時中学生の息子とアース・ウインド&ファイアーの札幌公演を見に行き、観衆の年齢層がたいへん広い(幼稚園児から60代)ことにうれしい驚きを感じたものです。その60代も震災被災地のお父さん・お母さんも共に高齢となり次世代の活躍を希望することかと想像できます。

近年、登記や境界問題の無料相談を実施或いは参加する中で、高齢になった不動産所有者がその物件の相続や売却に対する悩み事に大きなウエイトを占める傾向にあります。

人口減少社会において、空家問題等これまで機能してきた引継ぎが思うようにいかないことは危機 感を覚えますが、アース〜公演の観衆のように幅広い世代が矢の如く過ぎる時間を何とかうまく手中 に収めることを願います。 (編集委員長 高橋 育照)

発 行 平成27年12月10日

発 行 所 札幌土地家屋調査士会

札幌市中央区南 4 条西 6 丁目 晴ればれビル 8 階 TEL 011-271-4593 FAX 011-222-4379 http://www.saccho.com 発行責任者 桑田 毅

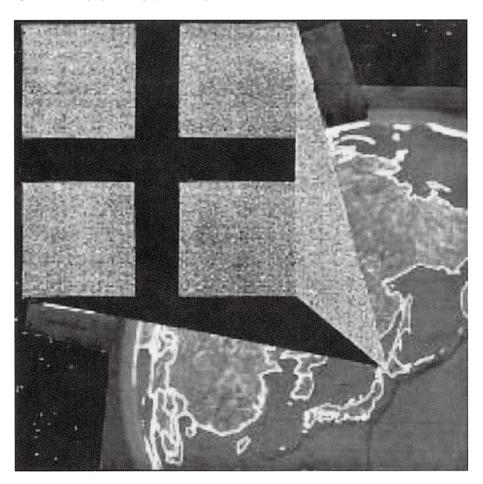
編 集 広 報 部

印刷 所 新日本法規出版株式会社

発行部数 2,000部

応援します! 公共事業の円滑な推進

協会は、公共嘱託登記を受託処理できる唯一の公益法人です。



私たち公嘱協会は、境界確認のプロ集団 として社会に貢献しております。

公益社団法人

公共嘱託登記手続は専門家へ



札幌公共嘱託登記讀調查士協会

〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目8番地 晴ばれビル8F

TEL(011) 232 - 5040

FAX(011) 232 - 5044

e-mail:satu@koushoku.jp URL:http://www.koushoku.jp/

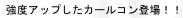
ホームページが リニューアルしました。

URL http://www.si-kk.co.jp

しるし一点と点を・道と道を繋ぐ、人のくらしに欠く事の出来ない存在一

取扱商品

- 境界石標各種 一般境界標から土現・支庁・市町村他
- 木杭各種 軽く割れにくい木材を選定しております。
- プラスチック杭 徹底した軽量化。使いやすさと耐久性を両立



- 軽量コンクリート 開発局の仕様で大活躍!
- 鋼管ポール用途に合わせて様々な製品を ご用意しております。
- その他測量資材各種

測量用製品専門メーカー



本社·工場 〒003-0029

札幌市白石区平和通15丁目北8-20

TEL 011-861-2173 FAX 011-861-2229

Email: wabmaster@si-kk.co.jp

営業所:旭川・函館・道東・北見



近時の法改正や実務の動きを踏まえた最新の内容!

示登記実務 マニュアル

すいせん 日本土地家屋調査士会連合会

集表示登記制度実務研究会

代表 西本 孔昭 (日本土地家屋調査士会連合会顧問)

- ●実際の相談事例をもとに実務上起こりやすい諸 問題について、図面・書式例を掲げながら、Q&A 形式により詳しく、わかりやすく解説しています。
- ●オンライン申請手続、地図整備、筆界特定制度、 ADRなど、変革期にある不動産の表示登記制 度をめぐる今日的な問題を数多く取り上げてい

加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁1,806頁 本体価格 11,000円+税 送料実費

く取り上げ、詳しく解説!

本書はオンライン書籍も発売しています。 年間利用料 本体価格 12,000円+税

●境界・私道をめぐるトラブル事例を幅広

●紛争の法的な問題点を明らかにしながら、

具体的な対応策・解決方法をアドバイス!

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,392頁 本体価格 10,500円+税 送料実費

本書はオンライン書籍も発売しています。

年間利用料 本体価格 9.600円+税



事例式

境界・私道トラブノ

解決の手引

事例式

適切・迅速な紛争解決の実務指針!

境界・私道トラブル 解決の手引

編集境界·私道紛争事例研究会 〔代表〕山﨑 司平(弁護士)

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

新日本法規 Web で 検索 E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

ホームページ http://www.sn-hoki.co.jp

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せての ご購入となります。



明日来るから

確かめてみませんか?

アスクル



オフィス用品からインテリアまで アスクルの商品



トータル 39.300











(※) 一部の地域、 商品・サービスを除きます。

カタログ無料配布中

FAX送信先 0126-22-5370

会社名 電話番号 御住所 FAX番号

株式会社文明堂



当社はアスクル加盟販売店です。

〒068-0029 岩見沢市9条西1丁目1-3 TEL 0126-22-4333 FAX 0126-22-5370

http://www.bunmeidoh.com/Affiliate/askul_top.html

【特別価格・送料無料】好評図書のご案内

弁護士が直面しやすい「問題や疑問」に対する方策を提示!



弁護士が悩む 産に関する法律相談

『弁護士による実践的解決のノウハウ

第一東京弁護士会 法律相談運営委員会 編著

2015年7月刊 A5判 488頁 定価4,536円(本体4,200円) → 特価4,080円(税込)

- ●実例をもとに、事件解決までの具体的な道筋を紐解く。
- ●各事例では「事件の概要図」とともに「本相談のポイント」を明示。
- ●事例にて言及できなかった「特殊な問題」を中心に弁護士実務を議論した座談会の内容も収録。

ポイントを網羅した全205問!関係する全ての実務家にとっての必携書



日本司法書士会連合会 会長推薦 路・通路に関する法律と実務

登記・接道・通行権・都市計画

末光祐一 著

2015年6月刊 A5判 584頁 定価5,724円(本体5,300円) → 特価5,150円(税込)

- ●宅地、不動産取引に不可欠な道路、通路などの法的知識や実務のポイントをQ&Aでまとめた一冊。
- ●判例先例も多数収録。
- ●登記実務にとどまらず、隣地や通行に関するトラブルになどに有益な情報も収録。

必要知識を網羅した全415問!



日本司法書士会連合会 会長推薦 地・森林に関する法律と実務 登記・届出・許可・転用

末光祐一 著

2013年5月刊 A5判 616頁 定価6,048円(本体5,600円) → 特価5.440円(税込)

	1		

FAX注文書

FAX 03-3953-2061 特典コード 203533

		IANO		り连り	「には、「万に注意へんこう。 本」		リノルは野区	C'6'	10 9 c
書名		特価(税込)	部	数	書名		特価(税込)	部	数
実例 弁護士が悩む 不動産に関する法律相談	40592 弁不相	4,080円		m	Q&A 農地・森林に関する法律と実務	40509 農地森林	5,440円		m m
Q&A 道牧、海牧に関する注律と宝教	40588	5.150円		ш					

フリガナ お 名 前		
ご住所	〒	E-mail:
	TEL:	FAX:

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 http://www.kajo.co.jp/ TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部) 営業時間:月~金(祝日は除く)9:00~17:00

[※]ご記入いただいた個人情報は、ご注文いただいた商品の発送、お支払い確認などの連絡および弊社からの各種ご案内(刊行物のDM・アンケート調査 など)以外の目的には利用いたしません。

測量器機・販売・修理・レンタル 測量用品・販売・修理 各種システムソフト・販売・サポート







〒062-0054 札幌市 豊平区 月寒東4条17丁目5-23 TEL:011-855-5320 FAX:011-855-5319

e-mail amanosv@pony.ocn.ne.jp

ISO9001適用範囲: 測量機及びその付属品の修理・校正業務

さっぽろ境界問題解決センター

境界トラブルでお困りの方、まずはお電話下さい。

礼統市中央区南4条西6丁目8番地 晴ればれビル8F

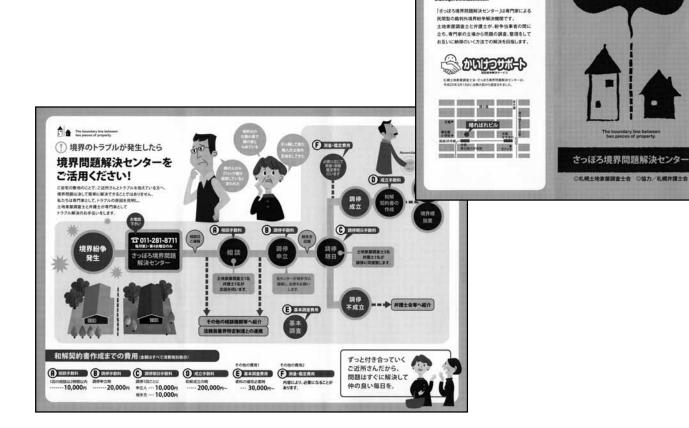
FAX.011-222-4379



境界のトラブル

ご相談下さい

解決のお手伝いをします



日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい

桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法 律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支 払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

団体総合生活補償保険

保険期間中、国内外を問わず

- 1) 日常の生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
- 2) 病気による入院を日帰り入院より補 償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について 業務使用中、携行中、保管中等の偶然の 事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店 有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

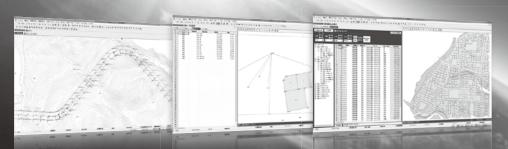
上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問合わせをお願い致します。

ザインで日本の未来を創る

計算CADシステム「BLUETREND XA」



Windows10 対応!



全国の測量業、土地家屋調査士業において圧倒的シェアを誇る測量計算CADシステム「BLUETREND」シリーズの最新版。 豊富な測量計算機能と、それに連動した専用CADで、「都市部」「平野部」「山間部」などあらゆるフィールドの測量業務に迅速に対応。 フィールドワークからオフィスワーク、データの管理・活用・連携まで、測量業務をフルサポートします。

点群データを基に3Dトレースを実現!

【BLUETREND XA 2016 新機能】 NEW FUNCTION

【TREND-POINT】で扱う3次元データを表示し、【BLUETREND XA】のCADにトレースする座標点を指示! 2つのソフト間の通信/送信により、【BLUETREND XA】のCAD画面に、点群データを活用したトレースが行えます! 作図コマンドを利用して座標点を結線しながら描画トレースが行え、地形平面等を図面化していくことが可能です!

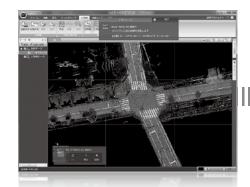


TREND-POINT

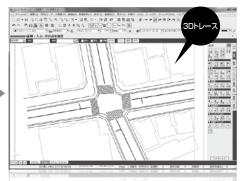
3D点群処理システム【トレンドポイント】

BLUETREND





平面図等の作図



公共測量標準図式を利用することも可能です。(※BLUETREND XA DM-CADが必要)

※「BLUETREND XA 測量CAD または DM-CAD」と「TREND-POINT 2016R2」の各々が必要です。(同一PCにて起動可能であることが条件となります。「TREND-POINT」のOS環境は、64bitのみとなります。)



軽快なフィールドワークを担う!

現場仕様の抜群の操作性! 情報収集・集約もこの1台! さらに成果に直結! 現況観測はもちろん、縦断観測・横断観測も!



X-FIELD

福井コンピュータ株式会社

本社/〒910-0297 福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6

札幌·青森·盛岡·仙台·水戸·宇都宮·高崎·新潟·長野·埼玉·千葉·東京·横浜·静岡·名古屋· 岐阜·福井·京都·大阪·神戸·岡山·高松·松山·広島·山口·福岡·熊本·大分·宮崎·鹿児島·沖縄 お問い合わせは

カスタマサポートセンター【受付時間】9:00~12:00/13:00~18:00 ※土曜、日曜、祝祭日、弊社指定の休業日は除きます。

製品の詳しい情報、カタログのご請求は

福井コンピュータ



http://const.fukuicompu.co.jp

上記ナビダイヤルは福井県坂井市に着信し、着信地までの通話料はお客様のご負担となります。また、通話料金につきましてはマイラインの登録に ーションズからの請求となります。携帯電話からのご利用の場合は20秒ごとに10円の通話料がお客様のご負担となります。



株式会社 岩崎

本社 〒060-0034 北海道札幌市中央区北 4 条東 2 丁目 1 番地 TEL: (011)252-2000 FAX: (011)252-2009

株式会社 トプ・コンソキア ポジショニングジャパン

札幌営業所 〒060-0034 北海道札幌市中央区北 4 条東 2-1 TEL: 011-252-2611 FAX: 011-252-2614